

# 近世農村年季奉公人の研究

森 嘉 兵 衛

The Study of the Apprentice in the Farm-village in the Tokugawa Period

K a h e e M O R I

## 目 次

は し が き	1 近世後期に於ける賃銀の高騰
第1 年季奉公人の意義	2 奉公期間の短縮
第2 年季奉公契約の諸型体	第4 年季奉公成立の社会経済構造
1 債務的年季奉公	1 年季奉公放出農村の構造
2 純粋年季奉公	2 農村構造の変質
第3 年季奉公の特質	む す び

## は し が き

近世農村の奉公人は譜代奉公人——質物奉公人——居消費奉公人——年季奉公人——日雇奉公人に展開したことは既に明かにしたが<sup>1)</sup>、特に居消費奉公人に就いては詳論したので、ここでは年季奉公の発生、その性格及び、その農業経営、農村構成に占める意義に就て、特に奥羽地方の問題を中心に分析する。

### 第1、年季奉公人の意義

近世農村奉公人は、初期に於ては一般に譜代奉公人で、多くは人身売買に依つて成立した。然し近世社会の安定とともに、人身売買は各藩に於て禁止される傾向にあり、元禄年中幕府が正式に人身売買を禁止してからは、質物奉公人制度に代つた。然しこれは債務を返済しない限り奉公を継続せざるを得ないから、労働担保形式の人身売買と同じ性格のものであつた。ところが雇用労賃が次第に高くなるにつれて、質物奉公契約の前借金が担保労働力で相殺される傾向を生じた。これが所謂居消費奉公である、これに対して当事の善政者は、労賃の高くなることは経営上不合理であると、人身売買を禁止して質物奉公制を立前とし、進歩的なところを示した当局も、その居消化に就いては保守的となつて、これを禁止する方針をとつた。然し、労賃は高騰する一途であり、最初前借金の一部を相殺したものが、全部相殺することとなり、前借金の返済分に借入金利息を附していたものがなくなり、契約期間も質物奉公契約期間の半分2～3年ぐらゐに短くなつていつた。前借金の全部を担保労働に依つて相殺することは、實質的には前払の有期奉公契約である。この契約が1年を単位としたものがここに云う「年季奉公」である。

1. 拙論「近世奥羽農業の成立と発展」、新岩手農業  
No.1 (1943年)  
拙論「居消費奉公人の研究」、日本史研究No.12

拙論「近世農村雇用労働の賃銀構造」、昭和25年  
東北経済学会発表

「年季奉公」は又「年切奉公」「年季者」「出替り」と云われ<sup>1)</sup>、1年を単位として出替り奉公することを特徴として、借金の担保として奉公契約をする質物奉公、居消費奉公とは本質的に異つてゐる。然し、年季奉公も質物奉公、居消費奉公が一般的に行われていた中から成立して来たものであるために、過渡的なものは、年季奉公といえども、質物的な性格を帯びていたものもあつた。即ち中山薫博士が年季奉公を分類して、「その1は、家来・手代・下男・下女等勞務の有価的提供を目的として發達した純粋な年季奉公契約と、其の2は、身代金の受領を目的とした人身年季売に起源し、身代金の返済即ち奉公人の身請に依つて解除される本金返奉公・一部居消本金返奉公・質物奉公（無給）其変体たる有給質物奉公・身代金全部居消年切奉公等に分化して居る所の各種の身売或は身代金年季奉公契約である」<sup>2)</sup>とされるように、年季奉公にもその前期的な質物的性格を残留しているものがあつた。然しそれも指向的にはこれ等の前期的なものを次第に払拭して純粋な年季奉公となる傾向があつた。純粋な形態の年季奉公は後払賃銀を原則とするが、このような年季奉公は都市に於てはかなり早く見られるが、農村に於ては、近世に於ては極めて例外的であり、前払制が一般的であつた。例えば尾去沢銅山を中心として發達した花輪町には既に元祿年中に後払制年季奉公が成立していた。<sup>3)</sup>

#### 人 請 状 之 事

一拙者共請人=而年卅六=罷成、与十郎と申男辰ノ十月より己ノ十月迄御奉公=指置申所実正=御座候。来十月迄首尾能相勤申候ハバ、金子一兩二歩被下管=候。此者何方より茂何之出入構無御座候=付而、拙者とも請人=而、右ノ金子ノ内只今金一兩一步請取、指置申候（中略）右金子ノ外=御しきせ夏帷子一つ、木綿わた入きもの一つ被下管=而、其外ハ御奉公勤次第御心付被下管=御座候、為後日一筆如此=御座候己上  
元祿十三年十月十八日 (下略)

これは尾去沢銅山の御用商人井上が盛岡近郊津志田村から来た与十郎と年季奉公契約をしたもので、給料1兩2歩中1兩1歩が前払、1歩が後払で、前払的性格が強いが、元祿頃にこのような年季奉公契約が行われたことは、北奥地方としては珍しく、鉾山都市的性格に依るものである。此の意味では近世には純粋な年季奉公人は充分に發達しなかつたと見られる。このことは近世の農村の社会経済構造の發展様相と対応している。

小野武夫博士は、年季奉公を近世に於ける奉公人の一般的形態としているが<sup>4)</sup>、それは元祿以後のことである。それ以前は譜代奉公人か、質物奉人を主としていた。又元祿頃に於ても年季奉公人を見るようにはなつたが、一般的には質物奉公、殊に居消費奉公が多かつた<sup>5)</sup>。殊に奥羽地方に於ては奉公人の一般化は天明大飢饉後で、都市や、關西地方に比して遙におくれている。このような年季奉公の成立は農村構造の變質と如何に対応したものであるか、先づ年季奉公の対応形態を明かにする必要がある。

### 第2、年季奉公契約の諸型態

年季奉公形態を賃銀支払方法を基準に分類すれば次のようになる。

- |            |   |  |
|------------|---|--|
| 1. 債務的年季奉公 | } | a. 利付前借年季奉公<br>b. 部分利付前借年季奉公<br>c. 無利息前借年季奉公 |
|------------|---|--|

1. 荻生徂徠の「政談」に「出替」と言つているのは「年季奉公人」を意味している。日本経済叢書第3巻  
2. 中山薫著 法制史論集、2巻、352頁、藤田幽谷著「勸農或問」

3. 秋田県、鹿角郡花輪町、折戸三郎氏藏  
4. 小野武夫博士論文「徳川時代の農村奉公人」  
5. 拙稿「居消費奉公人の研究」、日本史研究 No.12 秀村選三論文「近世北九州農村における質奉公人」農村構造の史的分析所載

2. 純粹年季奉公
- a. 前払制年季奉公
  - b. 混合制年季奉公
  - c. 後払制年季奉公

債務的年季奉公は、前期的な質物、居消費質の残滓を伴っている形態であり、その3の形態は純粹制年季奉公成立の先駆的指向を示している。純粹年季奉公の3の形態は結局近代的後払制年季奉公成立へ指向している。

1 債務的年季奉公

a 利付前借年季奉公

債務的年季奉公は、労賃の外に債務を伴った年季奉公で、成立的には金を借りるために年季奉公し、1部を給料としたもので、形態的には居消費奉公と類似している。これには前借分に利子の付いたもの、然らざるもの、利付と無利息とを混合したものとが見られる。利付前借年季奉公は、給料以外の前借分に利子を付したものである。例えば、<sup>1)</sup>

人請状並に借用手形之事

一此度給銭六貫五百文定、孫吉御奉公差置申候、当酉十一月より来戌十月迄御定申候、御奉公之内御氣に入不申候はば、何時成共人代成共給銭成共月割を以差上可申候、外ニ只今五貫文借用仕候、御利足之儀者二割半御定、御返済之儀者、若滞り申候はば、孫吉亥年一ヶ年御奉公ニ指置仕管ニ御定申候、其節一言之子細申間敷候、依而為後日の人請状借用手形如件。

文化十年酉、閏十一月

煙山村人主借主

丑 松 ㊦

同 請 合

清 助 ㊦

松 の 木

重 助 殿

これは利付部分居消費奉公の年季奉公化したものである。即ちこれと内容的に一致する居消費奉公があるが、その差は、年季の場合は前者を奉公労働で相殺する部分が、明瞭に「給料」となっていることである。更に1例をあげると、<sup>2)</sup>

一季指置申手形之事

一拙者千太と申者廿七才龍成を、当十二月廿八日より来丑の十二月廿八日迄ニ代物五切半申受、外ニ金一步利足付ニ而、千太引去節相立申管ニ而半は差置申事実正ニ御座候、入替ニハ拙者直々罷上り御奉公可仕候、外如何様之儀有之候共、貴殿江御損御苦相懸申間敷候(下略)

嘉永五年

此の場合の借金分は給料分より少いのが一般で、利子は0.3から0.25である。(表1)これ等の契約文言は、質物、居消費奉公等の契約文言の如く隷属的性格薄く、一応対当で給料と奉公義務との関係を規定し、純粹年季奉公形式と同じである。特に此の場合は質物、居消費奉公と違い、1年を単位としているが、奉公義務は1年全部(丸奉公)とは限らず、1年の半分とかまとかの契約が行われるようになった。岩手郡太田村の「人請状之事」では男21才、女16才の夫婦を一年奉公とし、男は8貫匁、女は4貫匁の給料の外に5,588文を借り、此の前借分に年0.25の利子を払うこととし、若し満期日に支払いかねた場合は「右夫婦居直り奉公」することを約しただけで、身売的文言、隷属的文言は何等見えなくなっている。<sup>3)</sup>

1. 紫波郡煙山村高橋重平文書  
2. 上閉伊郡宮守村熊谷檢断文書

3. 岩手郡太田村誌, 69~70頁  
4. 前掲高橋重平文書

第 1 表 利付前借年季奉公手形表

西紀	年 代	奉 公 人		給 料	利付債務		手取金	契約 期間	1ヶ年 の 給料A	1ヶ年 の 債務額	B/A	出 典
		契約地	氏 名		債務額	利子						
1813	文化10年	煙山村	孫 吉	6,500	5,000	0.25	11,500	1	6,500	5,000	0.77	高橋文書
1814	11	"	"	15,000	8,000	0.20	23,000	2	7,500	4,000	0.53	"
1822	文政2年	"	申 松	7,000	2,000	利付	9,000	1	7,000	2,000	0.20	"
"	8	"	西 松	2,700	3,500	0.25	6,200	1	4,200	3,500	0.83	"
1831	天保2年	"	彦 太	11,000	5,050	利付	16,050	1	11,000	5,050	0.46	"
"	"	"	長 吉	18,000	1,700	"	19,700	2	9,000	850	0.094	"
1852	嘉永5年	"	千 太	5.5	1	"	6.5	1	10,765	1,950	0.18	熊谷文書
1855	安政2年	"	不 明	10,200	2	"	2.5	2/3	15,500	5,860	0.38	"
1859	" 6年	"	"	11.0	8	"	10,200	1	21,450	15,600	0.72	"
	不 明		与兵夫婦	8,000	5,580	0.25	11.0	1	12,000	5,580	0.46	森 文 書
	平 均		男女	4,000			17,580	1 1/2	16,875	3,400	0.47	

註 南部藩奉公人手形

b 部分利付前借年季奉公

これは給料の外に前借をし、その前借の内1部分に利子を付け、1部を無利子としたもので、例をあげると、<sup>4)</sup>

差置申人請状之事

一御給錢六貫文ニ而寅松と申男当亥十二月より来子十二月迄一ヶ年一作り御奉公為仕申候、御奉公之内御氣ニ入不申候ハバ、何時ニ而も御暇可被下候、代り差上可申候、年季之内ニ馬屋替仕候ハバ身代錢江三貫文増錢ニ而御暇可申請候  
(中略)

一御給錢之外ニ代物一貫五百文無利足、外ニ一貫文は利付借用仕処実正御座候。御返済之儀は来子十二月御返済可申候、万一帶候はば人主請合之者相弁御返済可申候、依而借用状如件

文 政 十 年 十 月

(略)

此の借金分は利子分と無利子分とを合しても給料分より少いのが普通である。(表2)しかも給料に対する借金分の比率は減少する傾向にあり、更に利付分は無利分よりも少く、無利息前借の場合はその分だけ給料分が減少する傾向にあった。

第 2 表 部 分 利 付 前 借 年 季 奉 公 表

西紀	年 代	奉 公 人		給 料	借 金 分		手取金	契約期間	1年の給 料分A	1年の借 金分B	A/B
		契約地	氏 名		無利子分	利付分					
1813	文化10年	煙山村	太郎助	9,000	3,000	4,000	16,000	1	9,000	7,000	0.78
"	"	"	申 松	9,000	3,000	4,546	16,546	1	9,000	7,546	0.73
1817	14	"	西 松	7,500	500	200	8,200	1	7,500	700	0.093
1820	文政3年	"	長 吉	8,000	1,500	1,000	10,000	1	8,000	2,000	0.25

1821	4	長六	17,600	3,000	800	20,800	2	8,500	1,900	0.22
1824	7	勘藏	4,500	1,000	900	6,400	$\frac{2}{3}$	6,750	2,850	0.42
1825	8	"	7,000	1,000	1,000	9,000	$\frac{7}{10}$	10,000	2,860	0.27
1827	10	寅松	6,000	1,000	1,000	8,500	1	6,000	2,500	0.42
1829	12	栄吉	8,000	1,000	1,000	10,000	1	8,000	2,000	0.25
	平均						1	8,082	3,262	0.40

註 紫波郡煙山村高橋重平文書

c 無利息前借年季奉公

これは給料以外に無利息の前借を伴った場合で、前借付年季奉公中最も多く利用された。例えば、<sup>1)</sup>

一 季手形之事

一代物七貫三百文只今値=請取、内二貫三百文無利足借用仕候、引残而五貫文取切=仕候、拙者子共留之助ト申男廿五に罷成を、当酉の暮より戌ノ暮十一月廿日迄=為相勤候筈=相定、御奉公可為仕差置申所実正=御座候(中略)若此者御氣=入不申候て、何時成共暇相出し、給錢日割を以御引被下、残錢無利足共に相加急度相渡し可申候

寛政元年十二月

(略)

前借貸銀の外に前借をしているが、それはすべて無利子であつた。当時借金利子は0.25が普通であつたから、これを加算すると年間給料は利子分575文を加えて5,575文となる。更に1例を示すに、<sup>2)</sup>

差置申人請状之事

一御給錢八貫五百文也、私子共金太郎ト申男当丑ノ十二月より来寅ノ十二月迄御奉公=御定、一ヶ年差置申処実正=御座候(中略)

一代物二貫文借用仕処実正=御座候、利足之儀者無利足=御定可被下候、御返済之義は来寅ノ十一月中=急度御勘定可申候、依而借用手形如件

文化十四年十二月

(略)

形式は異なるが何れも前借付年季奉公契約で、身売的奉公契約ではない。その文言にも身売的或は質物的奉公契約に特有の「違乱担保文言」がない。<sup>3)</sup>前掲の高橋家の奉公契約中から無利息前借年季奉公を見るに(表3)47人に無利子前借年季奉公中女子奉公5人を除いて42人の給料平均8,784文、その借入分1,910文で、給料の0.22である。居消費奉公の借入分は居消費より多いものがあつたが、ここではそれがなく、給料が主体となつており、この点に於ても居消費奉公とは異つた性格を示している。又利付の場合は給料分に対する借入分の比率が0.4に比して、借入分は更に減少し、純粹給料形態に近くなつている。此の点に於ても、利付前借年季奉公は尙居消費質物的残存が、無利子前借年季奉公契約よりも強いことを示している。

2 純粹年季奉公

純粹な年季奉公は原則として1箇年奉公を基準として、給料だけを得る目的で契約されたもの

1. 前掲、熊谷檢断文書  
2. 前掲、高橋重平文書

3. 前掲、法制史論集、2巻

第3表 煙山村高橋家無利子前借年季奉公表

西紀	年代	奉公人	手 取 金			契約期間	1 ケ 年		B/A
			契約給料	無借 利入分	手取金		給料 A	借入金 B	
1798	寛政10年	久之助	8,000	2,000	10,000	年1	8,000	2,000	0.25
1812	文化9年	万吉	2,000	2,000	4,000	1	2,000	2,000	1.00
1813	10	春松	16,000	2,000	18,000	2	8,000	1,000	0.125
1816	13	伊四郎	7,000	2,000	9,000	1	7,000	2,000	0.29
"	"	万松	7,500	500	8,000	1	7,500	500	0.06
1817	14	金太郎	8,800	2,000	10,800	1	8,500	2,000	0.23
1818	15	"	8,000	2,000	10,000	1	8,000	2,000	0.25
1819	文政2年	長六	17,000	3,000	20,000	2	8,500	1,500	0.18
"	"	申松	9,000	2,000	11,000	1	9,000	2,000	0.22
"	"	長吉	8,500	3,000	11,500	1	8,500	3,000	0.25
1820	3	久之助	8,000	1,000	9,000	1	8,000	1,000	0.125
1821	4	龜藏	5,000	1,000	6,000	1	5,000	1,000	0.20
1822	5	万吉	9,000	1,000	10,000	1	9,000	1,000	0.11
"	"	万助	12,000	3,000	15,000	1	12,000	3,000	0.25
"	"	七兵工	9,500	1,000	10,500	1	9,500	1,000	0.01
"	"	儀八	9,000	1,000	10,000	1	9,000	1,000	0.11
"	"	七藏	9,500	3,000	12,500	1	9,500	3,000	0.32
1823	6	五十作	9,000	1,000	10,000	1	9,000	1,000	0.11
"	"	万平	16,000	3,000	19,000	2	8,000	1,500	0.19
1824	7	七兵工	11,000	1,000	12,000	1	11,000	1,000	0.09
"	"	万吉	4,500	5,000	9,500	1	4,500	5,000	1.11
1825	8	太郎助	10,000	1,000	11,000	1	10,000	1,000	0.10
1826	9	万吉	5,000	2,000	7,000	1/2	10,000	4,000	0.40
"	"	西松	5,000	5,000	10,000	1	5,000	5,000	1.00
1827	10	勘藏	6,000	1,000	7,000	1/2	12,000	2,000	0.17
"	"	西松	8,000	2,000	10,000	1	8,000	2,000	0.25
1828	11	虎松	8,000	2,000	10,000	2/3	12,000	3,000	0.25
1829	12	吉之助	8,000	2,000	10,000	1	8,000	2,000	0.25
"	"	彦太	15,000	2,000	17,000	1.5	10,000	1,500	0.15
"	"	虎松	14,500	2,000	16,500	1.5	9,700	1,500	0.15
1830	13	吉之助	10,400	2,000	12,400	1	10,400	2,000	0.19
"	"	万吉	2,600	400	3,000	1/5	13,320	2,040	0.15
"	"	西松	18,000	1,000	19,000	2	9,000	500	0.06
"	天保1年	平助	10,000	2,000	12,000	1	10,000	2,000	0.20
"	"	虎松	10,000	2,000	12,000	1	10,000	2,000	0.20
1831	2	平助	18,000	2,000	20,000	2	9,000	1,000	0.11
"	"	虎松	10,000	2,000	12,000	1	10,000	2,000	0.20
1833	4	万吉	9,000	2,000	11,000	1	9,000	2,000	0.22
1835	6	庄松	9,000	2,000	11,000	1	9,000	2,000	0.22
"	"	庄吉	10,000	3,000	13,000	1	10,000	3,000	0.33
1836	7	"	10,000	3,000	13,000	1	10,000	3,000	0.30
1846	弘化3年 平均	伊八 42人	5,000	1,680	6,680	1 1.07	5,000 8,784	1,680 1,970	0.34 0.224

註 無利子前借年季奉公中、男子のみをとる。

(高橋重平文書、大福帳、奉公人手形にて作成)

で、その外の前借分を伴わない奉公契約である。これには契約期間の差に依つて一季奉公と多年季奉公に分けられるが、多年季奉公の場合でも1年を基準として長くても2~3年継続すべきことを約したものが、又1年を基準としても、1箇月に半月づつとか、1年に3分の2とか、3分の1、或は月3日抜とか、日雇的年季奉公も見える。然しその本質的性格は、その給料を前払としたか、後払としたか、或はその両者を組合せたものかである。その差に基準を置いてその特質を見るに次のように分けられる。

a 前払制年季奉公

これは給料の年額を前払とする年季奉公である。これを奉公人の側から見れば、奉公前に給料を受取るものであるから、給料は借入金的性格をもち、その奉公労働は担保的性格をもち、雇主に隷属せざるを得ない。従つてその奉公契約は全部居消費奉公と類似する。然し形式的には前借のための質物的奉公ではなく、給料を前払とする契約を考えている。1例を示すと、<sup>1)</sup>

差置申人請状之事

一錢八貫五百文此度髓=受取、拙者孫福松ト申男歳二十一歳罷成候者、当亥十二月より来子ノ十二月迄一ケ年  
 一作御奉公差置候処実正御座候、右御奉公中不何儀寄御家御沙汰決而相背申間敷候  
 一此者病身=者無御座候得共、若長病等相煩候ハバ、代人差上御奉公御指支申上間敷候、若病死仕候ハバ、金命兩損御座候  
 一御奉公中御預り之諸道具紛失仕候ハバ、代錢=而直段被仰付次第弁納可仕候、且亦御奉公中傍輩共ハ不及申ニ、其外誰=而も喧嘩口論慮外等一切仕間敷候  
 一川入首掛欠落等仕候ハバ、身代金江加増金仕候而、御損毛掛上申間敷候、扱亦此者不心得=は無御座候得共、万一心得違仕取逃等仕候ハバ、其盗物之品々相改、代錢=而も弁金仕候、尤此者=付不何儀寄六ヶ數儀出来候ハバ、拙者共申披少も御苦勞掛上申間敷候、右之ヶ条急度相守御奉公可仕候、為後日人請状仍而如件  
 文政十年 (略)

此の契約は八戸藩九戸郡軽米町のものであるが、契約内容は明かに一季奉公であるのに、給料を「身代金」といつており、頗る質物奉公的の文言になつてゐる。このことは仙台藩においても見られる。<sup>2)</sup>

一ケ年之内年季証文之事

一拙者男子林四郎ト申者当卯三十一歳=罷成候を、一步判切六切髓=借用仕、御奉公之儀は来二月一日より十一月晦日迄の一ケ月十五日宛日切相定申候、御格式之上は質物格少も相背申間敷、若病氣持合=而欠月等相出候ハバ、人主に入方より急度此人成共金成共御奉公可仕候、為後日之口入相立始末如此御座候、己上  
 安政元年十二月 小谷屋敷

人主 与 四郎 ㊦  
 口入 清之助 ㊦

伊東茂助様  
 御家来様

これも実質は年季奉公であるが、文言は極めて質物的である。奉公人は1年間に半年奉公する日雇的年季奉公であるが、その格式は質物奉公人であり、給料は「拝借」となつてゐる。これに類似したものに白川郡小田川村の明和1年の「相定申一季手形之事」がある。<sup>3)</sup>

一右者当申御上納金=相詰りなつと申女=金子合而一兩一步借用申候而一季奉公=指置申所実正=御座候、但し年季之儀ハ申暮より酉之十二月廿日迄相定申候、指置申内不限昼夜=御奉公為相勤メ可申候、指置申内我

1. 九戸郡、軽米村 元屋文書  
 2. 東磐井郡、興田村 伊東国輔文書

3. 金沢春友氏論文、「白川地方の奉公人制度」社会経済史学 3巻 10号

儘仕候ハバ、何分も御折檻可被成候、其節少茂違義申間敷候、又指置申内取逃欠落候ハバ、其品々ハ不及申金子成共、人代共御意次第違背申間敷候、喧嘩、口論、密懐、頓死、癩病惣而私事ニ而相果申候ハバ、死体請取、金子成共、人代成共急度相済可申候、永煩て御用ニ相立不申候ハバ、御意次第金子成共人代成共無滞相済可申候、寝休私事ニ而隙取申候ハバ一日五拾文之日数勘定を以相済可申候、若し小借り等御座候ハバ、御勘定可仕候、しきせ之儀来暮木綿一反ニ相定申候、ケ様ニ相定申上候上ハ、如何様之義御座候共少茂相違仕間敷候、為後日証文仍而如件(下略)

と有り、年季奉公ではあるが、その契約文言は、所謂「違乱文言」が有り、その拘束性、隷属性は極めて高い。又白川郡伊香村の文久元年の「年季奉公人証又之事」は越後国蒲原郡五泉村の百姓の子12才になるものを十年季奉公とした契約書であるが、「為給金三両一步只今請人立合之上儘に請取申候」と言っているが、「病死之節ハ貴殿檀那寺江御葬可被下候、後より為御知可被下候」と有り身売的性格が強い。出羽国南村山郡上柏谷村の天保15年の「給金奉公人請状之事」には<sup>1)</sup>

- 一 当村与八伴与市と申者当辰之暮より来己ノ暮迄一ケ年之給金一両三分被下管ニ相定、奉公ニ差置、右之金子只今儘ニ請取申所実正ニ御座候、其内如何様之儀候共御奉公急度為相勤御暇可申候、年季中此方より御暇申請候ハバ五割之増金ニ而相済可申候事
- 一 此者御公儀様御制法相背申候、或は川江身を投、首縊り、酒乱、喧嘩等物而非業不届ニ而致死去候ハバ、可任御差図ニ候、頓死、病死定業ニ而相果候ハバ半金御免半金急度相済可申候、病氣之節五三日ハ御免、夫過候ハバ人代成共手習質成とも御意次第ニ相済可申候事
- 一 此者盗引入取逃欠落仕候ハバ取物之品之弁、破ものを茂尋相渡可申候、且又御家之御作法相背申候、又は傍輩中ニ而喧嘩口論候候、主人様江ハ不及申ニ、何方様江なりとも慮外悪口酔死背御意候ハバ、何様ニも御折檻方被成候事
- 一人々諸人死去其外何様之品も候ハバ、致御断遣成もの立替請状仕替可申候事(下略)

と有り、純粹な前払制年季奉公ではあるが、その文言は、前例と同様違乱文言に依る拘束性はかなり強く、質物奉公人的であり、前期的性格を払拭することの容易でないことを示している。殊に途中解約は違約金5割とされ、殆ど不可能にされている。然し前期的性格を払拭した契約が全くないわけではない。即ち「違乱文言」がなくなり、その拘束性も緩和され、前払分を「給料」又は「給代」と称し、これを「請取」といい、自由契約的文言となつているものもある。例えば、南部藩和賀郡笹間村の天保3年の「一季指置申手形之事」では、<sup>2)</sup>

- 一 当御役金銭上納成兼申ニ付、御代物十三貫五百文只今請取、拙者子供松太郎ト申者年二十二才罷成候者、来己ノ年中御奉公指置申候事実正ニ御座候、御奉公中盗博突喧嘩口論徒事又一切仕間敷候、何儀成共被仰付相背申間敷候、此者病之節ハ三日御免、夫過ニは代人成給代成差上可申候、若代人御氣ニ入不申候ハバ、受合者引受、給錢早速相弁、貴殿江御損御苦勞相懸申間敷候(下略)

と云い、純粹な年季奉公の文言となつている。更に仙台藩には非常に簡略化された手形がある。<sup>3)</sup>

#### 一 季 証 文 之 事

拙者男子七右衛門と申者当十六才ニ罷成候を、明一ケ年一季相定候、一步判正金七切ニ貸取儘ニ受取申候事実正ニ御座候、万一不奉公仕候ハバ受合方より急度返済仕候、如斯申上候、以上

安政三年十二月廿九日

中 畑 村

人 主 七 四 郎 ⑩  
同受合 と ら 吉 ⑩

上 麻 生 村

熊 次 殿

1. 出羽国奉公人手形、永井政太郎氏藏本  
2. 和賀郡笹間村 猫塚三左衛門氏藏本

3. 前掲、上麻生村 千葉文書



此の手形は最も解放された年季奉公契約である。又東磐井郡藤沢町の明治3年の「一季証文之事」では、<sup>1)</sup>

一私儀御年貢上納=行当り申候=付、一步判金二十三切ヲ以、男子多源治当二十一才=罷成ヲ、当午ノ十二月十五日より来十二月十日迄一季奉公=指置申候処実正明白=御座候(中略)

一季明=罷成候ヘバ御暇可申請、如斯=御座候已上(下略)

と云い、明に二十三切を給料と云っている。小野博士が年切り奉公の事例として引例した関西地方の2例も共に前払年季奉公であるが、共に「切米」又は「給銀」と称している。<sup>2)</sup>このことは次の前払と混合した場合には一層明白となつている。

#### b 混合制年季奉公

年季奉公は奉公労賃を得ることを目的としたものであるから、その賃銀は後払が当然である。たとえ契約が対当で行われたとしても前払では結局債務労働であり、労働の自由は束縛される。労賃後払即ち債権労働に依つて初めて自由な労働が可能となる。雇用労働は譜代から質物へ、質物から居消費へ、更に年季奉公へと進展し、次第に独立的対等の労働契約に展開して来ている。然し今までの形態では、その独立性の根本たる労賃支払は依然として前払であり、債務的労働契約であつた。然るに部分的ではあるが、労賃後払制が発生するようになった。即ち給料の一部を前払し、残部を分割払又は満期の際支払とする、一部後払制と混合した形態である。例えば、伊豆国内浦浦浜村の延享三年の「請状之事」<sup>3)</sup>に、

一此まつと申女儘成者御座候、当寅ノ極月廿八日従来も卯ノ極月廿八日迄貴殿へ一季ノ御奉公指出し申所実正=御座候、身代として錢一貫文=相定メ唯今五百文儘=請取申候、御しきせ之儀ハ世間ノ並=夏ひとへ物、冬あわせ一つ御出し可被成候(下略)

と有り、給料の1部を前払し、他を分割後払としたものである。然し分割後払であつても実際には後払となることがあるから、これだけでは本格的な後払制年季奉公であるかは問題である。即ちこの分割支払方法は一定期間内に前払金を分割払とするもの、契約当初1部を支払い、残部は勤務の状況に応じ、或は奉公人の要求次第支払うもの、契約当初と、契約満期の2回に支払うもの等が見られるが、最後の最初と最後の支払方法に於て、後払制年季奉公は明確に1部債権的労働の成立を見る。

#### 1 分割的前払

これは給料を契約の当初に1部を支払い、残部を期間内に前払的に支払う方法である。既に譜代奉公人——質物奉公人——居消費奉公——年季奉公と展開するに従つて給料支払は細分され、年季奉公に於ては給料は年俸的支払となつたのである。これが更に分割払になることは月給的支払の先駆的形態を示すものである。このことは又やがて後払制給料形態の発生を内含している。この場合はなお前払的である。その1形態として給料の1部を「段々に」支払うものとした例をあげると、仙台藩の例では<sup>4)</sup>

(前略)拙者男子丑松当二十六才=罷成ヲ、一ト判九切半之切米=而一季取合相定、卯ノ十二月廿六日辰ノ十二月廿日迄御奉公為相勤可申候、右切米之内只今為御取替同判五切被相渡、儘=受取申候、残四切半段々可被下候(下略)

寛政七年

1. 東磐井郡藤沢町及川文書

2. 前掲、「徳川時代の農村奉公人」267頁 269~270頁

3. 沢沢敬三編「豆川内浦漁民史料」上巻 682号

4. 前掲、千葉文書

此の文書は胆沢郡上麻生村千葉文書であるが、ここにはこれと同様の手形が7枚残っている。何れも前払分を「為取替銭」と云い、残金は「段々に」支払うこととし、その給料は「切米にて請取」るものであり、前借金を借りるのではない。当然の権利として受取るべきことを約している。一の関藩内の1例を示すと、<sup>1)</sup>

一 季 証 文 之 支

一拙者男子清太夫と申者当戊辰〇〇〇〇罷成候者一步判金八切=而一季取合御奉公=相定、当戊十二月廿四日より向亥ノ十二月廿四日迄御奉公を相勤可申候、右切米之内只今為取高金六切〇〇〇〇受取申候、残金ハ段々可被下置候(下略)

此の残金分が前払に当たるか、後期に当たるかは明かでない。

分割払の1部を奉公人の要求次第に支払うこととしたものは後期になるとかなり多くなっている。上総国部原村江沢家の奉公人請状二十通のうち、契約成立の時その大部分を支払い、残分を「追而入用之節」支払うこととしたものが15通、最初と最後を含めて4回払としたもの1通、全部前払としたもの4通で、分割払が大部分を占めている。<sup>2)</sup> 仙台領内にも此の事例は多い。<sup>3)</sup>

一 季 証 文 之 事

一拙者儀貴公様方江当一季=指居申管相定申候処、御切米之義金一切半=相定、右金内一切只今請取、残半切ハ入用次第=御渡被下度、但シ御奉公之義ハ不何義寄被仰付次第=相勤可申候、若不奉公仕候ハバ御定法通増金相懸返済可仕候、為後日御村出引添証文如斯御座候

天保八年正月

下伊沢中里御百姓

孫 十 郎 ㊦

上麻生村

喜 作 ㊦

作 七 様

茲で注意すべきことは、従来の各種の奉公手形は、人主が契約の主体であつて、奉公人は人主の目的に従つて種々の奉公契約を締結していた。従つてその前借分は殆ど人主の所得となり、奉公人は人主の隷属的契約によつて雇主に隷属化した。然るにここでは奉公人自身が契約の主体となつており、従つて又自己の要求に従つて給料をとり得る自由契約の成立を見るに至つたのである。奉公人の要求如何によつては全部前払となる可能性はあるが、又残部のすべてが後払制となることも可能だつたのである。

ロ 後 払 的 分 割 払

前述の如く分割払の1部が奉公人の要求次第支払うこととしたことは、奉公人の要求如何では、その部分が後払制となる可能性があつた。然しそれは可能性の問題で、又全部前払的となる可能性も強かつた。然るに分割給料の1部を契約満期の際支払う事を約したものは明かに後払賃銀制である。仙台藩に於ける1例を示すに、<sup>4)</sup>

一 季 証 文 之 事

一拙者弟幸蔵と申者当二十歳=罷成候を、当申ノ正月廿七日より当十二月朔日迄一分判九切之一季=指置申候、為御取替と只今六切可申請候、残三切ハ引込申節=可申請候、御奉公之儀は不何寄取合申定候、右年季之内手前勝手を以引込申候ハバ、御定之通り本金江二切之増金=而御暇可申請候、御手前様御氣=入不申候而何時成共被相出候ハバ、人主口入方より本金無異儀急度相済可申候、此者儀取逃欠落仕候ハバ、本金ハ不

1. 一ノ関市、佐藤彌三郎文書

2. 土屋喬雄著 日本資本主義史論集、43~4頁

3. 前掲、千葉文書

4. 東磐井郡舞草村 佐藤丈一郎文書

及申=取物之品々御算用次第金代を以人主口入方より急度相請可申候、御奉公之上御用立相果申候ハバ、本金一字御損=可被成候、御公儀御法度者不及申、御家之御仕置相背不行儀=而自分之死仕候ハバ、其時々人主口入罷出、代を以急度相勤可申候、為其人主口入連判御書出し指添証文仍而如件

寛政十二年正月

江刺郡小田成村御百姓

人主用吉 ㊤

同郡同村

辰藏 ㊤

舞草村置人

幸吉殿

これは9切で1年間の年季奉公とし、そのうち契約当初に「為御取替」として6切前渡し、残3切は契約満期とともに支払うこととしたから、この部分は明かに給料後払である。前渡しを取替として受取ると言っていることは、給料は後にとるべきであるとの観念が発生していることを示している。此の種の奉公契約の最も古いものは鹿角郡花輪村に於て元禄13年に締結されたもののあつたことは既述の如くである。それでは給料は「首尾能相勤申候ハバ、金子一兩二歩被下筈」であり、後払を原則としていた。実際にはそのうち1両を前払しているが、それは借金ではなく、給料として「請取」と言っている。しかも四季施の外に、「御奉公勤次第御心付被下筈」とし、基本給の外に能率給も亦考慮された進歩的なものとなつている、<sup>1)</sup>又前払の上麻生村千葉文書には、

一拙者男子辰之助当二十三才=罷成候を、一ト判金九切之御切米に而、一季取合、当二月廿日より十二月廿五日まで御奉公為相勤可申候、右御切米只今同判五切被相渡遣=受取申候、残四切当暮引込節可被下候(下略)  
文化十五年二月

と有り、明瞭に前払と後払が併用されている。これよりも更に近代的性格の強いものが秋田藩仙北郡地方に於て見られる。<sup>2)</sup>

御奉公=罷有候証文

一、一ヶ月五メ五百文之積=而、来三月七日迄御奉公仕候儀実正御座候、依而御前錢一メ七百文只今受取申候、万一病氣等=而御奉公不仕候節ハ、又々御給錢受合方より差上可申候、何事御座候とも御苦勞をかけ置不申候、受合取担候間安請思召被下度候、為後日受合加判を以一等如此御座候己上

寛政六年寅十一月六日

上五日村

八右衛門 ㊤

同村

請合喜兵衛 ㊤

大石平四郎様

御取次

奉公人自ら奉公契約をしている。契約期間内は1月6日から翌月3月7日迄の5箇月であるが、給料は1年5,500文積りで計算され、日雇的年季奉公である。此の基準によれば5箇月間の給料は約2,290文、内後払金が26%も占めている。残金は奉公満了の時に受取るものと思われるが、その文言には既に質物奉公人的性格はなくなつている。ことに給料の前払分を「前錢」といい、後払錢と対立せしめ、給料支払方法として前払錢を正当と見ている。仙台藩に於ては前払金を取替金即ち後に支払うべき給錢を便宜上前に支払う意味にとつているが、秋田の場合は、前払金を正当な給料支払方法と見ている。南部藩上閉伊郡宮守村の場合にも<sup>3)</sup>

1. 前掲、佐藤丈一郎文書

2. 秋田県仙北郡角館町 武藤文書

3. 前掲、熊谷檢断文書

一季指置申手形之事

一拙者子五兵衛と申者廿一才ニ罷成候、来寅年御奉公候筈ニ而、給代唯今一兩儲ニ受取、残一兩五兵衛引去節相渡候筈ニ而、当十二月二十八日より来寅十二月廿八日迄相勤候筈ニ申定候(下略)

弘化元年

と有り、他の二枚とも前払金借用とは言つておらず、前払給料を当然としている。これが稗貫郡島村の場合には、<sup>1)</sup>

指懸御奉公仕手形之事

一当御年貢米御役金銭上納成兼申ニ付、拙者子共辰之助ト申者年十五ニ罷成候御奉公指置、前切米只今一ノ三百文儲ニ請取、来未年御奉公為仕申事実正御座候、居申内何義共御家なみ之被仰付次第相背申間敷候、此者ニ付六ヶ敷事御座候はば、人主請合罷出し、急段相弁、貴殿江御損御苦勞相懸申間敷候、御奉公之内病氣等其外暇たれに仕候ハバ、一ヶ年三日ハ御負被下候、其過候はば、入替ニ私罷上り御奉公可仕候、居申間盜取逃欠落仕候ハバ、御改次第相弁可申候、又喧嘩口論川入首くゝり其身一分ニ相果候共、貴殿江御損相懸申間敷、しび能相勤申候ハバ、暮ニ二百文被下候筈、仍而為後日如此御座候(下略)

安永三年

と云い、前切米、後切米なる名称が用いられ、奉公人給料として、前払、後払が当然とされていることは秋田藩の場合と同様である。前述の島村の奉公人手形中には、仙台藩の場合と同じように、前払金を取替銭としているものがある。

第4表 混合制年季奉公表

西紀	年代	手形名	契約地		奉公人	契約 期間	給 与			B/A	文書名
			郡	村			人主との 関係	年令	計 A		
1758	宝暦8年	御奉公ニ女指置申手形之事	稗貫	島	妻	39	12700文、糸坪1反	0,700	糸坪1反		押切
1759	" 9	添指置申手形	"	"	男	15	800、夏布1反、暮米半俵	0,800	夏布1反、暮米半俵		"
1774	安永3年	指懸御奉公仕手形之事	"	"	子	14	1,500	1,300	0,200	0.13	"
1776	" 5	人指置申手形之事	"	"	子	31	4,700	3,000	1,700	0.36	"
"	" 5	一季手形之事	上閉伊	宮守	子	12	5,300	4,000	1,300	0.25	熊谷
1790	寛政2年	"	"	"	子	28	5,500	5,000	0,500	0.09	"
1792	" 4	一季証文之事	東磐井	舞草	子	32	9切	5切	4切	0.44	佐藤
1794	" 6	御奉公ニ罷有証文	仙北	上五日		5	5,500	1,700	3,800	0.69	武藤
1798	" 10	年季証文之事	東磐井	舞草	夫	6	4切	3切	1切	0.25	佐藤
1798	" 10	一季証文之事	"	"	添人	61	6"	2"	4"	0.67	"
1800	" 12	"	"	"	弟	20	9"	6"	3"	0.33	"
1805	文化2年	無題	胆沢	上麻布	子	19	10"	6"	4"	0.40	千葉
1818	" 15	"	"	"	子	23	9"	5"	4"	0.44	"
1844	弘化1年	一季差置申手形	上閉伊	宮守	子	21	8"	4"	4"	0.50	熊谷
	不明	一季証文之事	東磐井	舞草	子	16	4"	2"	2"	0.50	佐藤
						11				0.39	

1. 稗貫郡矢沢村、押切正文書

これ等の地方には幕末まで身売的な質物奉公契約が行われているが、その間にこのような給料後払的な年季奉公が既に宝暦年中から現われており、農村構造の変質を反映していることは注意を要する。然し秋田藩に見られるような奉公人自体が奉公契約を行う場合は未だ一般的とはなっていない。これ等の手形を一括して見ると、(表4)後払金が前払分より多くなっているものがあり、時代の進歩に従って後払分が多くなる傾向が見える。契約期間も1年基準であるが、平均では11月となり短くなつて、奉公人の隷属性、拘束性は緩和されている。

c 後払制年季奉公

農村奉人の給料全額が後払を普通とするようになったのは明治に入ってからである。勿論都市に於ける武家の奉公人や、商家の奉公人には全額後払制を見るようになったが、農村においては未だ一般化はしなかつた。しかし全然なかつた訳ではない。農産物の商品化が進み、局地内市場の比較的発達した所に於ては全額後払制年季奉公を生じている。例えば伊達郡桑折領合野村の奉公手形に次のようなものがある。<sup>1)</sup>

奉公=相抱定申証文之事

右者此度御上納金=行当り、貴殿江来午二月朔日自[ ]奉公に相定申処実正也、但シ給金之義者金二兩=相定、内金三分、但今儲=借用申処実正也、利足之義者元金十五兩=付一ヶ月=付一ヶ月=一分宛之以利足、右金給金之内元利御差引可被成候、休日之義者村定法之通、外=五月一日半休致候、若し奉公之内病氣等出来致候はば、請人者人代差上、貴殿之御手支=相掛ケ申間敷候、縦世上如何様之義御座候共、御年貢金=行当り、奉公相定候上ハ少茂相違申間敷候、為後日請人加判之証文仍而如件

元保四年巳二月十七日

桑折御領合野村

人主 七 三 郎 ㊦

同 断

御村奉公人 武 左 衛 門 ㊦

瀬兵衛合野村

請 人 庄 右 衛 門 ㊦

同 村

平 吉 殿

これは給料を2両と定め、契約と同時に3歩を貸し、これに対して15両に対し月1分の利足で契約満了の時元利給金から差引くこととしている。これは給料は奉公満了後支払うべきものとの考えが基本になつているために前借分に対する利足を支払うことを約したのである。従つてその給代は年2割の利即ち8歩に対して1.6歩であるから、実際の給代は6.4歩だつたことになる。然し手形の構成は明かに後払制年季奉公である。更に単純な後払制年季奉公手形を示すと、<sup>2)</sup>

人 請 状 之 事

一 下拙忝此伊之助と申男、今年廿才=相成候者御座候、当末十二月四日自来申十二月三日迄中年一作御奉公差上置候条実正御座候、又ハ思召=相叶御奉公候得者、何年=而も差上置可申候、於此者宗旨宗門取逃欠落喧嘩争論及死命儀等迄、諸事面倒出来候而も一切御難儀掛上申間敷候、且つは病氣支等=而御奉公相引候節、人主諸人方目代人差上無滞御奉公可仕事

附り御申定次之事

- 一 年季首尾能御奉公相濟候得者錢七ノ文之御給金被成下候事
- 一 御施物ハ夏帷子一ツ、夏股引も頂戴被仰付候事
- 一 御渡之諸道具紛失仕候へは代料=相積、給金之内ヲ以弁納可仕候事、右之外御家之御作法通り堅相守、決而以相背申間敷候、後日之人請状仍而如件

1. 福島市、庄司吉之助氏所藏

2. 前掲、元屋文書

文政六年末十二月

人主 岩崎  
請合 甚之助 ㊦  
成 松 ㊦

淵沢窪之進様

これは年給後払であるが、更に月給制後払契約の例をあげると、盛岡城下の天保14年の「奉公人請状之事」に、<sup>1)</sup>

一 阿庭村すゑ年廿八歳罷成、我等人主請合ニ相定、貴殿江御奉公差置候儀相違無御座候、右身代銭月八百文宛、一ヶ月年九メ六百文、当卯ノ四月より辰三月迄丸一ヶ年之御申定仕候

と在り、これは都市の商家のうばの奉公契約であるが、給料は月給制となり、近代的な性格を示しているが、然もなお給料を身代銭といい、質物奉公人慣行の根強い遺制を示している。然し奉公人は都市近郊農民であり、都市近郊農民の労賃の変化を示している。

これを要するに、年季奉公は、居消費奉公の発展形態としての債務的年季奉公から次第に純粹な年季奉公へと展開していった。その経過は前借金に利子を付さないものから、利子を附したものに、給料全額前払制から、1部分前払となり、後払分も次第に多くなり、遂に全額後払制に進行する傾向を示した。然し近世に於ては結局給料全額後払制は、一般化し得ず、極めて例外的な形態に止まり、前払制、分割払が最も一般的な年季奉公の労賃形態であつた。契約文言に於ても、債務付年季奉公と、純粹年季奉公の全額前払制までは身売質物的奉公の遺制が見られるが、分割払、後払では純粹な年季奉公形態に近くなり、その隷屬制、拘束制は緩和され、かなり自由な契約となつている。然しその主従的關係、階級關係は依然として封建的であり、それを払拭するには新しい社会構造、社会意識を必要とした。然し東北地方に於ては、明治初期に於ては封建的な前述の形式はかなり強く残されている。例えば宮古市地方の1例について見るに、<sup>2)</sup>

一季奉公人始末之事

一 代物五十貫文也

右之通一ヶ年給代相定、此門十郎ト申者奉公ニ御約定申事真正ニ御座候、尤御四季施之儀ハ銭十貫文被下定ニ御座候、若亦御奉公中病氣煩等御座候之節は三日は御介抱被下、三日相済候ハバ代人差上候而為相勤可申候代人差出不申候ハバ、一日三匁ツ、日雇銭差出可申候、万一取逃懸落既病既死之節は、受人方ニ而弁銭仕可申候、何義之御作法御背申間敷候、為後日奉公人始末依如件 (下略)

明治五年

と在り、全額後払制年季奉公であるが、文言形式は近世末のそれと大差ない。然し、明治13年頃になると近代的形態をとるようになって来ている。例えば岩手郡滝沢村の1例を示すと、<sup>3)</sup>

奉公確証

南岩手郡滝沢村

関村鶴藏

六十六才

私儀今般当寺江御示談之上御奉公申上候処確實也、尤年季之儀者明治十三年旧四月ヨリ来十四年旧四月迄御奉公申上候、但シ給金之儀者一ヶ月金一円つゝニ御定申上候、若御奉公中病氣等ニテ十日以上ニ相成候節者代人ニテ御勤申上ヘク約定ニ御座候、依之只今前金四円三十銭押借仕候処真正ニ御座候、右ニ附而ハ聊御迷惑相懸ケ申間敷候、為後日保証連印依而如件

明治十三年

(下略)

1. 盛岡市、徳清文書  
2. 宮古市、藤井文書

3. 盛岡市、久慈文書

契約は1年であり、給料全額を前借りし、前借的年季奉公であるが、契約の全体は奉公人自身であり、給料は奉公人の所得となっている。奉公による身分的主従関係もなく、かなり自由な契約を行っている。

然し明治に到つて年季奉公人が皆このような形態に進展したとは限らない。農村に於ける封建制の残留如何と対応してかなり旧態が残された。例えば明治7年の山形県西村山郡西山村には次のような奉公契約が行われている。<sup>1)</sup>

奉公人質物手形之事

一金十両也、但金札也

是ハ一ヶ年給金、奉公人ハ伴佐吉也

右は今般私身之上無[ ]其段親類五人組ヲ以御願申入、書面之金子只今儘ニ借用仕、身上罷[ ]調奉公人差出申処実正ニ御座候、尤当二月より来亥の正月迄働き方相勤め、急度長人共可申上候、然上は昼夜ニ不限御家之御作法堅相守り可申候(下略)

ここでは給料を明確に定めながら、それを前借する奉公を依然として「質物」と言っていた。東磐井郡興田村の場合は、<sup>2)</sup>

身体代金借用書

一 金十円也

右之通り身代金正ニ借用仕候実正明白也、身代金奉公以て、明治卅九年旧十一月卅日限りに御返済致し候、若し無奉公を致し、返済致兼候節わ、保正方にて身代金円迄度御返済致し可候、後日為保証人連印引受証券如件

明治卅八年旧十二月十四日

(下略)

と有り、全部居消的年季奉公が行われていた。然しこれ等は特殊な事例で、一般的には自由な年季奉公が一般化しつつあつた。ただ給料の支払方法は全額後払制は少く、明治期に於ても依然として前払制が普通であつた。その典型的形式を示すと、和賀郡土沢村の場合には、<sup>3)</sup>

年給金拝借証書

一 私当明治十二年廿四歳ニ罷成候処、本年二月五日より来ル十三年辰ノ二月五日迄一季之内本年御奉公仕、此年給金七円五十銭正ニ借用仕事実正也、但シ、半季御奉公首尾好相勤候ハバ、無利子ニ而給金被下候皆御約定相違無御座候、

一 第一条、当人御氣ニ入不申候か、又ハ病氣等有之節ハ、入替トして連印之内罷上り御奉公可仕事

一 第二条、不行跡ニ而欠落又ハ喧嘩口論、総而何義ニよらず不宣事仕候節ハ、金ハ不申及、人主保証人ニ而取片付、聊御迷惑相懸申間敷事

一 第三条、若万一相煩候カ、又ハ奉公中何角ニ不抱御欠ニ相成候節ハ、入替之者罷上り御奉公可仕、夫とも御氣ニ入不申候節ハ、借入金高江月二割之利子相加へ、三月之内ニ取片付、少も御損御迷惑相懸申間敷事

一 第五条、御奉公中万一盗徒何儀ニよらず、御迷惑之義出来仕候節ハ、人主ノ保証人、口入之者罷出急度相片付、貴殿江聊も御損毛懸上申間敷候事

右前条御約定相違無御座候、御奉公首尾好相勤候ハバ、来ル明治十三年辰ノ二月五日御暇可被下候、依而年給金借用証書証券界紙相用、保証人、人主ハ令立合候、如件

明治十二年二月五日

(下略)

奉公人自体が奉公契約することを主体としている。

1. 前掲、出羽国奉公人手形  
2. 前掲、東磐井郡興田村伊東文書

3. 和賀郡土沢町、菊池林文書

### 第3 年季奉公の特質

近世の奉公形態が、厳密に譜代——質物——居消——年季——日雇と展開したものではない。又年季奉公の場合でも、債務的年季奉公から、純粋年季奉公に、更にその内部に於て前者は利付前借——部分利付前借——無利息前借へ、又後者が給料の全額前払制——1部前払——全額後払制と厳密に展開したのではない。これ等は地域的に比較して相錯雑しており、同一村内に於ても、同一家の手形に於ても錯雑している。それにも拘わらず、一般的傾向としては、近世の奉公人は前述のような進展を見せていると言い得る。ここに近世封建社会に於ける農村構造の変質を、雇用労働組織の変質を通じて把握出来る理由がある。しかも雇用労働のこのような展開は、第1に労賃の高騰、商品経済の進展と結合して、奉公人給料による生活の可能と関聯し、第2には契約期間の短縮、労働の自由は、奉公人を土地及び身分的隷属から解放することと関聯している。

#### 1 近世後期に於ける労賃の高騰

近世後期から一般的に年季奉公人が現れ、労賃が高騰し、これが社会構造、殊に農村構造に影響を与えるに至つた事は既に「政談」<sup>1)</sup>や「民間省要」<sup>2)</sup>の指摘したところである、殊に「政談」は

「近年(享保の初期)出替り奉公人盛=成テ、(譜代者)ハ武家=ハ絶テ無之、田舎ノ百姓ニモ此頃ハ絶テ少ク成タリ、(中略)田舎ノ百姓ヘモ御城下ノ風儀移リテ(中略)譜代ハ損也、出替ヨシト了簡シテ今ハ是モ譜代少キ故、大百姓モ田地ヲ残ラズ手前ニテ作ルニハ、作男ノ数モ入切米ニ物入トテ、多ハ入作ニシテ手前ニセヌトニ成(中略)奉公人ノ給金次第ニ高直ニナル(下略)」

と、年季奉公人の出現は、地主手作経営を寄生地主化することを指摘している。

年季奉公の発現は、関西地方に於ては、既に1660年頃に見られるが、<sup>3)</sup>東北地方では1700年頃から見える、それも都市の年季奉公人で、農村に於ては大體宝暦以後である。然も質物奉公から直に年季奉公となつたのではなく、その過渡的形態として「居消質奉公」の形式がとられた。これは質物奉公賃銀が高騰したために過渡的に生じた形式で、「民間省要」<sup>4)</sup>も既に指摘した例である。この居消質奉公が部分居消から全部居消になり、前借金=給料になると、年季奉公に進展している。従つて賃銀的には全部居消と前払制年季奉公とは大差はないが、全体的には上昇している。ただ東北地方では大凶作後に高騰する傾向があり、労賃の上昇率が高い。又年季奉公化も早い。例えば稗貫郡矢沢村の押切家の奉人の変遷を表示して見ると、(表5)1748年~1808年の60年間に於て、宝暦の初め頃までは質物奉公であるが、宝暦の大飢饉後になると年季・質物・居消制が錯雑し、次第に居消が多くなり、寛政以後からは年季奉公となつている。奉公人又は人主の取得する給料額が多くなり、賃銀が高騰するに従つて奉公形態も質物から居消へ、更に年季と変り、賃銀が、現物給与から現金給与となり、前払制から後払制となることに依つて、奉公人に対する隷属性、拘束性は漸次解放されていった。押切家の場合にもその初期に於ては労賃の代りに糸坪1反を受けたり、給料を小作料にして小作契約をしたりしているが、後期になるに従つて四季施がなくなり、現金給料化し、高くなつている。「郷夫御奉公人と余荷」<sup>5)</sup>によると、享保年間から奉公人の公定賃銀は高騰してい

1. 荻生徂徠著「政談」巻1.371~2頁、日本経済叢書、第3巻

2. 田中丘隅著「民間省要」上編巻4、327頁、日本経済叢書 第1巻

「三十年以前(元祿四年)迄は田舎の下男上々吉の分、一ヶ年金三分位が給金の峠たりし、其次は二分内外にて抱へ、下女は機をも織り絲をも引き、収納物も達者にして二分二朱位、扱は一分迄も抱へ、年季者は三両も出せば、一分二分潰して、五年を召遣ひ、跡は不残返り金となり、長年季は二分三分かし

ては、順々に人遣ふ種とせしに、今は引替て男は上中によらず、今凡てのしきせしての上に、一年に二両より三両迄、女もそれに準じぬ。」

と云い、質物から部分居消に変り、年季奉公になるに従つて賃銀は飛躍的に上昇した事を指摘している。

3. 今井林太郎、八木哲浩共著「封建社会の農村構造」165頁

4. 註2参照



近世農村年季奉公人の研究(森)

第5表 南部藩稗貫郡矢沢村押切家奉公人変遷表

西曆	年代	手形題名	奉公人		身代金	給料	支払方法	
			人主との関係	年令			前払	後払
1748	寛延1年	身代錢借用仕手形之事	弟	24	11,000	米5.25合		米525合
1750	3	"	子	17	3,000	奉公次第		
"	"	差置申女質物手形之事	娘	16	6,000	300文		300文
1752	宝暦2年	人質指置申手形之事	子	18	5,000	米350合		
1756	6	人質物指置申人手形之事	親類	30	11,000	1,000文		1,000文
1757	7	身代錢借用仕手形之事	子	19	5,500	米175合		175合
"	"	女質物=指置申人状之事	娘	20	6,000	400文		400
1758	8	身代錢借用仕人請状之事	おい	40	8,000	米700合麦350合		米700合麦350合
"	"	御奉公=女指置申手形之事	妻	39		糸坪1反700文		糸坪1反700文
1759	9	相添御奉公仕人請状之事	おい	40		米350合4,000		
"	"	身代錢借用仕手形之事	娘	40	4,000	糸坪1反800		糸坪1反800
"	"	"	夫婦	35 28	14,000	1,800	14,000	1,800
"	"	添指置申手形之事	子	15		800	800	夏布1反175合
1760	10	身代錢借用仕手形之事	子	17	5,000	6.00		600文
1762	12	人指置申請状之事	弟	28	11,000	1,500		1,500
1764	明和1年	身代錢借用仕手形之事	嫁	19	6,000	500		500
1768	5	人請状之事	子	34	5,500	1,700	5,500	1,700
1770	7	身代錢借用仕手形之事	子	27	8,000	3,000		3,000
1771	8	"	嫁	24	11,000	800		800
"	"	人請状之事	子	26	12,000	1,000	12,000	1,000
1774	安永3年	指懸御奉公手形之事	子	15		1,500	1,300	200
1776	5	人指置申手形之事	子	31		4,700	3,000	1,700
1790	寛政2年	人請状之事	子	30		7,000	6,000	1,000
1798	10	一季差置申人請状之事	弟	31		6,332		
1808	文化5年	人置状之事	子	19		8,000	5,500	2,500

西曆	年代	契約期間	1年の取得分				奉公人の性質
			前借分	給料分	給料	計	
1748	寛延1年	3	3,666		米525合	質物奉公	
1750	3	有合	3,000		奉公次第	"	
"	"	3	2,000	300		2,300	"
1752	宝暦2年	3	1,666		米350合		"
1756	6	3	3,666	1,000		4,666	"

1757	7	3	1,833		米 175合	×	"
"	"	3	2,000	400		2,400	"
1758	8	3	2,666		米700合麦350合	2,666	"
"	"	1		700	糸坪1反	糸坪1反 700	1部後払年季
1759	9	1		4,000	米 350合		"
"	"	3	1,333	800	糸坪1反	2,133	質物奉公
"	"	3		6,466		6,466	全部居消質奉公
"	"	1		800	夏布1反米175合		混合居消年季奉公
1760	10	3	1,666	600		2,266	質物奉公、身代金の代りに小作
1762	12	3	3,666	1,500		5,166	"
1764	明和1年	3	2,000	500		2,500	"
1768	5	2		4,450		4,450	全部居消
1770	7	3	2,666	3,000		5,666	質物
1771	8	3	3,666	800		4,466	"
"	"	3	4,000	1,000		5,000	全部居消
1774	安永3年	1		1,500		1,500	混合年季
1776	5	1		4,700		4,700	"
1790	寛政2年	1		7,000		7,000	分割払年季
1798	10	2/3		9,498		9,498	前払年季
1808	文化5年	2/3		12,000		12,000	"

註 稗貫郡矢沢村、押切正氏所蔵

第6表 小諸領奉公  
賃銀公定表

西 曆	年 代	給料 歩
1716~35	享保年間	2~3
1754	宝暦4年	6
1787	天明7 "	6
1798	寛政12 "	12
1841	天保12 "	12
1848~53	嘉永年間	14
1861~63	文久年間	42

註 浅川益次郎氏論文  
「郷夫御奉公人と余荷」  
により作成

るが、いくら嚴重に公定しても、実際に奉公人と契約する時は「内々に増分」を加えざるを得ず、それが次の公定賃銀となり、奉公人の要求通りになったことを指摘している。

年代は明かでないが、伊達郡月館村の陳情書にも、信達両郡は「農働男女不足故、多くは越後人を雇ひ申候処」であるが、20年前と比較して、労賃高騰し、20年前は前期(3月1日から7月10日迄)約160日間で男6~8歩、女4~4.5歩、歩であつたものが、日数は110日に減じているのに、賃銀は10歩となり、労働能率も以前は2人で仕上げた土地を3人要するようになり、女子もこれに準ずるようになった。これを20年以前の労働日数と能率に換算すると、以前を100とすれば365の高騰となつた。日雇も160文のものが200文となり、1年間では11歩~12歩のものが16歩から18歩位に高騰し、これがために「大高之百姓は別て難義に及候」といつている。<sup>1)</sup>(第7表) 此のような現象は仙台藩胆沢郡白山村千葉与惣兵衛日記)や武

5. 浅川益次郎氏論文「郷夫御奉公人と余荷」信濃、第4巻、第9号

1. 金沢春友著「農山村社会経済史」63~64頁

第7表 伊達郡月館村奉公人賃銀表 (年代不明)

	30年以前			当 年			同日数の比較 B/A	同能率の比較
	契約期間	日数	賃 銀 A	契約期間	日数	賃 銀 B		
季節奉公	2月1日～7月10日	160	{男 6 ~8 歩 女 4 ~4.5	3月末～7月10日	110	{男10歩 女 6.7	242	363
	7月17日～11月15日	120	{男 4 ~6 女 2.5~3	7月末～10月30日	100	{男 6 ~7 女 5.3~6.3	210	315
日 手 間			160文			200文	125	180
労働能率	一定面積に要する労働量		2人			3人		2:3

註 金沢春友著、「農山村社会経済史」から作成、63～4頁

蔵国荏原郡八幡塚村の五人組帳にも指摘されり、労賃高騰のため、地主手作が困難になつて来たことを示している。このような労賃高騰は、奉公人の隷属性・拘束性を実質的に解放する一因となつた。

文政頃にかかれた「農夫論語」によれば、天明頃と文政頃とでは、農村奉公人の生活は一変し、労賃は2倍となり、仕事は楽になり、服装も著しく改善されたことを指摘している<sup>2)</sup>。(表7)水戸藩保内郷地方の奉公人は、文化頃には仕着施給米がなくなつて現金給料だけになり、その行動もかなり自由になつた。天保12年の藩政改革を契機として「身売奉公人」が急に減少し、奉公人全体も減少している。残つた奉公人がどのような奉公形式となつたか明かでないが、恐く年季奉公化したであろう<sup>3)</sup>。

先進地と言われる摂津国武庫郡上瓦林村地方では、奉公人の変質は東北地方よりもより早く現れ、その変質過程も少し異つている。上瓦林村岡本家の場合に於いて見ると、前期に於ける奉公人の主体は譜代奉公人であるが、元治頃になると年季奉公人が現れ初めている。しかしこの年季奉公人の大部分は3～10年の多年季奉公人で賃銀も極めて低廉なものであり、奉公人の年令も10台の少年が多い。しかし前期に於て支配的な譜代奉公人が直に年季奉公人に代つたのではなく、売買による譜代下人は家持化し、身売によらない下人養子が多くなり、元禄頃にはこの下人養子を中心としている。これが安永頃に全く消滅し、以前から増加しつゝあつた年季奉公人がこれに代るようになつている。この間質物奉公人から居消費奉公人への変遷経過は見られない。即ち近世初期に於ける労働力は家族労働力の外にかなり隷属性、拘束性の強い譜代下人を主としていたが、寛文以後には此の譜代の家内下人が家持下人化し、その数を減じ、下人養子と変り、宝永以後は中世的な隷属性の強い家内の譜代下人は原則として存在しないようになり、享保以後に於ては家持下人の労働力を自由に利用することも困難となり、やがて家内下人は凡て年季奉公人で占められ、下人の性格は隷属的なものから契約的なものに急速に変容したと推定されている。然し、正徳享保頃から支配的となつた年季奉公人は殆ど多年季奉公であり、年季売の奉公人であつた。その給源は丹波、播磨の山間地帯で、奉公人の年令も10台を主とし、低廉な前払賃銀であり、奥羽地方の所謂年季質奉公に類するものではないかと見られる。然しこの長年季奉公も安永頃までで、それ以後から1年季奉公人を主とするようになり、年令も20台となり、賃銀も2倍以上に高騰して来る。東北地方では此の

1. 拙論、「居消費奉公人の研究」日本史研究 No.12  
2. 向山稚重氏論文「男日役、女日役」信濃、第3巻、第8号

3. 木戸田四郎氏論文「幕末水戸藩における商品生産の発展と中農層」経済学 23号

変化が寛政以後からであるから、ここにも20~30年早く変化している。更に年季奉公が増加する頃から、日雇奉公人も増加し、その賃銀は更に高くなり、日雇を専業とする者を生じた。このような奉公労働力利用形態の変化は岡本家の農業経営の変化と如何に対応しているか、それは近世初期に於ては、譜代奉公人労働力を中心に地主手作経営を行っていたが、高賃銀の1年季奉公を使用する頃には商業的農業を展開し、金肥を利用した進歩した経営を行い、それによつて資本の蓄積を行い、約90年間に2.4倍の土地集積を行い、(約38石余から92石余となる)1819年には約100石の小作料を徴収するようになり、所謂不在地主化している。勿論岡本家の寄生地主化は此の時初つたのではなく、譜代下人が家持下人化して行く過程に於て、主家の小作人と化し、年季奉公が一般化して行く享保頃から、従来の譜代下人は零細な小作人化して行くが、それは所謂従属小作的性格のものであつた。これが1年季奉公人が一般化しつゝあつた安永頃から、小作経営も普通小作を主流とするようになり、これが文政に入つて急速に増大し、しかもその小作人は零細農ではなく中農の小作地附加により自小作経営に発展している。<sup>1)</sup>

このような近世に於ける奉公人の発展形態とは多少異るとしても、譜代一質物一居消一多年季一年季一日雇奉公と展開し、隷属的・拘束性は開放され、賃銀は高騰し、農村構造変質の要因となつたことは、時代は2~30年ずれるが、最も後進地帯と見られる九戸郡地方にも見られる。例えば軽米町の元屋文書の奉公人手形40枚中、1693年~1827年迄の134年間のもものが30枚を占め、その大部分は質物奉公、及び居消質奉公手形である。しかし寛政以後になると前同様年季奉公化し、賃銀は高騰し、奉公期間も短くなり、違乱文言も消え、奉公人の自由が拡大している。これは軽米町が大野鉄山の物資供給所であり、此の地方としては比較的早く商品経済が発達したことと対応している<sup>2)</sup>。紫波郡煙山村高橋家の奉公手形は1792年以後から藩政末期のものであるが、居消質奉公よりも年季奉公の方が多く、賃銀差が少く、文久以後から高騰を示し、契約期間も1年より短いものが出て、日雇化が顕著である。これは都市近郊農村の性格を反映している<sup>3)</sup>。上開伊郡宮守村熊谷検断文書の奉公手形23枚は1176年~1864年に亘り、大部分は寛政以後のもので、居消と年季奉公が錯雑しているが賃銀はやはり高くなつている。(表8)金沢春友氏の紹介した白川郡下の奉公手形19枚は、1741年から1861年に亘つているが、うち1741年のもものが質物奉公人手形で、14枚が居消、4枚が年季になつている。何れにしろ東北地方に於ては宝暦以後から質物奉公人が居消質奉公人に変化し、天明大飢饉後から年季奉公が増大して来る傾向を見る<sup>4)</sup>。

原の郷の農村奉公人に於ても1734年から1864年に亘る130年間に於て、その初期に於ては部分居消質奉公であるが、宝暦頃になると全部居消になり、同時に1部前払、1部後払制の混合年季奉公となり、寛政以後になると前払制年季奉公となり、契約期間も2年から1年を基準とするようになり、更に1箇月3日休、月月20日間、或は10日間、或は隔日に勤務する奉公人を生じている。賃銀も次第に高くなり、1734年(享保19年)に3歩2朱であつたものが、1864年(元治1年)には11両となり、14倍になつている。このような現象は、此の地方が前橋城下向の蔬菜栽培等を基調とした商業的農業の展開、農間産業の発生等による農村構造の変化と関聯すると言われている<sup>5)</sup>。然るに大阪周辺の綿作地である東瓜破村の天明2年の奉公人改帖によると<sup>6)</sup>その多くは自家経営から完全

1. 今井林太郎、八木哲浩氏著、「封建社会の農村構造」此の研究では多年季奉公の手形が少ないので、その契約内容が東北地方で一般的に行われた質物奉公人、居消質奉公人と異り、私が年季奉公と規定したものにのみ属するか否かを比較出来ないのは遺憾である。165頁、但し、慶安4年の事例はこれだけでは単純に年季奉公人とは見られないのではないか。  
2. 後に発表予定の「質物奉公人の研究」に詳述する。

3. 高橋重平文書、猶、東北大学経済学部経済研究室「煙山村調査報告書」参照

4. 前掲、「白川地方の奉公人制度」拙論「居消質奉公人の研究」

5. 富士見村誌所載、井上友幸氏論文「原の郷の奉公人について」

6. 堅田精司氏論文「東瓜破村の奉公人」地方史研究 17号

第8表 上閉伊郡宮守村熊谷家奉公人変遷表

西暦	年代	契約内容	1年給料			契約期間	前借形態			利子
			計	前払	後払		計	借用分	居消分	
1776	安永5年	混合制年季	5,300	4,000	1,300	1				
1789	寛政1年	部分居消	5,000	4,500	500	2	11,000	2,000	9,000	ナシ
"	"	前借付前払年季	5,000	5,000		1	7,300	2,300		ナシ
1790	2	混合制年季	5,500	5,000	500	1				
"	"	全部居消	4,000	3,000	1,000	3			9,000	
"	"	"	5,300	4,500	800	2			9,000	
1793	5	"	3,966	3,666	300	3			11,000	
"	"	前払年季	8,000	8,000		1				
1794	6	"	7,000	7,000		1				
"	6	"	7,500	7,500		1				
1796	8	部分居消	6,000	6,000		2	16,000	4,000	12,000	ナシ
"	"	前払年季	8,500	8,500		1				
1798	10	"	10,000	10,000		1				
1799	11	"	10,500	10,500		1				
"	11	"	10,000	10,000		1				
1804	文化1年	前借付前払年季	9,500	9,500		2/3	11,334	5,000	6,334	ナシ
1810	7	前払制年季	9,000	9,000		1				
1844	弘化1年	混合制年季	2兩	1兩	1兩	1				
1852	嘉永5年	"	2"3歩	2"3歩		1/2	5歩5	1歩		有
1855	安政2年	"	15,300	15,300		2/3		2"	4.5歩	"
1856	3	前払年季	13,334	13,334		20月				
1859	6	前借付前払年季	2兩3	2兩3歩		1	4兩3	2兩	2兩3歩	有
1864	元治1年	部分居消	4兩	4兩		3	15兩	3兩	12兩	"

註 宮守村熊谷検断文書

に分離しない半通勤奉公人(月何日かの日雇的奉公人)であつたと言われているから恐らく日雇的年季奉公人であつたと思われる。従つてこのような現象は農村の商品生産経済の進展と即応していることを示している。

## 2 奉公期間の短縮

奉公の契約期間は奉公人を隷属せしめ、拘束する期間である。従つてその期間の長短は奉公人の隷属制・拘束性の程度を示している。譜代奉公は一生の隷属であり、質物奉公人は債務を返済しない限り継続されるものである。然し居消費奉公になるとその一部又は全部が一定期間内に相殺されるのであるから、その解放の機会は遙に増大した。年季奉公に至ると、1年を契約の単位とし、希望に依つては2~3年に亘るとが出来たが、又それより短い期間でも自由にきめることが出来た、然し一度決定した以後の変更は容易でなく、年季奉公契約が特に違約の場合3割~5割の違約

金をとつて、その途中解約を阻止しようとしている。農地に対する深い理解を必要とする農業経営に於ては、その奉公人も長期に亙ることが要求された。それが短期に変わるのでは、奉公人を使用する経営効果は低くなる。従つて雇主は一般に長期契約を要求し、自給自足的地主手作経営の場合は、譜代奉公人、質物奉公人等の長期奉公人が主休になつていた。それは基本的には賃銀が安かつたからである。従つて初期の譜代奉公人、質物奉公人の場合は、年令は10台が多く、給料は問題にならない程低いものであつた。然るに契約期間が短くなるに従つて給料は高くなつていつた。即ち近世後期に於ける奉公期間と、給料との関係は逆函数を示し、年令も20~30を中心とするようになっていつた。前述の奉公人手形の項で示した表は此の間の事情を示している。特に年季奉公は奉公契約の期間を基準とした名称であるだけに、手形では何年何月何日から何年何月何日迄と奉公期間を明示し、或は出替期日を明示し、1年を基準としてそれを延長したり、縮小する形式をとつていつた。従つて多年季の場合は1年の給料を基準に年数倍するようになり、日雇奉公の場合には1年の給料を日割計算するようになっていつた。

例えば、万延1年の東磐井郡藤沢村及川家の「一季証文之事」<sup>1)</sup>に

一 改正三十五切半也、但一年五十切之割合故七ト五リ公定之分如斯

右之通拙者儀当町年貢諸上納=行当申候=付、子共正之助と申もの、当三十五才=罷成候者御奉公=指置申候処実正=御座候(中略)年事定日之儀者、当中十二月十五日より来酉十二月五日迄一ヶ月=廿三日つゝ御奉公仕候(下略)、

と云い、1年の給料を基準に実労働日数を日割計算で算定している。年季奉公は実際に1箇年を完全に奉公するのが通例であつたが(凡て奉公といふ)中には「当子ノ十二月より来丑ノ十二月卅日迄三ヶ二御奉公相勤候管」<sup>2)</sup>としたものがあり、1年のうち連続して8ヶ月行くが、農閑期に行くか否か、全く奉公人の自由であり、日雇の通勤労働となつた事を示している。従つて「若長兵衛儀相煩候はば1ヶ年二三日は御負可被下候、夫過候は一日五十文で、日用錢急度御勘定相済可申候」<sup>3)</sup>と云い、労賃の日割計算が行われている。「熊谷文書」や「佐藤文書」には既に「半季指置申手形之事」が残されており、前者では「当巳ノ十二月十九日より午ノ十二月十九日迄二作六ヶ五宛、己午年両年御奉公相勤候管」と有り、2年に20ヶ月奉公する契約になつていつた。紫波郡長尾沢文書では10ヶ月間にその3分の1を奉公すると云うのがあり、秋田藩の角館村に於ては五ヶ月間の契約がある<sup>3)</sup>、又和賀郡土沢町の菊池林文書では「向三ヶ年、一ヶ年三ヶ=勤可申」と云い、東磐井郡舞草村佐藤文書の「半季証文之事」には「四ヶ一の半季=指置申候、当三月二日より当十一月十日過御奉公相勤可申候」<sup>4)</sup>と云い、8ヶ月間に4ヶ月1年期とはいかなる労働期間か明かでないが、とにかく、年季奉公とはいへ、その期間は更に細分され、日雇化して来たことを示している。原の郷の場合でも、享保19年には2箇年の丸奉公であるのに、寛政4年には1月に3日休の奉公となり、同12年には1箇月10日奉公となり、手形表現も、「手間請状之事」となり、天保5年には「隔日奉公人請状之事」とし、1箇月に15日の手間取奉公等が契約されるようになり、年季奉公の日雇化がより顕著となつていつた<sup>5)</sup>。

一年丸奉公の場合に於ては、村で決めた休日は奉公人も当然休日であり、その外に春秋2回3日間づゝ6日間の「洗濯ひま」と称する休日のあつたことは全国的習慣であつた。この外に出羽地方

1. 前掲、及川孝平文書

前掲の上瓦林村岡本家の場合にも、多年季奉公人の給料を1年季奉公給料で換算するようになっていつたのは、1年季奉公が一般化してからである。前掲、封建社会の農村構造、160頁

2. 前掲、熊谷文書

3. 前掲、武藤文書

4. 前掲、佐藤文書

5. 前掲、富士見村誌

では5月1日を奉公人休日としている所があり、年季奉公人の1年間の公休日は必ずしも一定しておらず、従つて年間労働実数も一定しない。東北地方の村極公休日は仙台藩のように70日に達するものもあれば、30日位のものも有るが、最低の30日としても、奉公人の実労働は300日前後に上つた<sup>1)</sup>。これが月何日となり日雇的通勤労働者が発生すると、共同体的自給自足的農業経営は変質を受けることとなつた。即ち隷属性・拘束性の少い年季奉公、ことに日雇的奉公人の発生は、労働契約に違反を生じ、契約履行を中心に紛争を生ずる傾向が強かつた。宝暦3年に起つた稗貫郡矢沢村の奉公契約不履行を廻る紛争、<sup>2)</sup> 東磐井郡下に起つた奉公紛争等から見ても、これが当時の重大な農村問題化している。<sup>3)</sup>

## 第4 年季奉公成立の社会経済構造

### 1 年季奉公放出農村の構造

近世に於ける雇用労働形態は、奉公人手形を中心に見る時は、譜第奉公人を主休としていたものが、次第に質物奉公人となり、更に居消質奉公人となり、宝暦頃から年季奉公が多くなり、末期にはこれが中心となり、更に日雇奉公人化する傾向が見られる。此のような変化は、奉公人の契約期間が短縮し、労賃が高くなり、その隷属性、拘束性の解放を意味し、労働力の移動、転職がかなり自由になつて来たことを意味する。このような奉公人の変質は、近世の共同体的自給自足的農村構造の如何なる変質を意味するか、それと如何に対応した結果であるか、それは農村並に農家経営に於ける土地所有構造の変質と、商品生産経済の発展と關聯している。これを東磐井郡下に就いて見るに、同郡上奥玉村の村落構成を表示すると第8表ようになる。これは1750年(寛延3年)から1866年(慶応2年)までの9冊の宗門帳を整理したものであるが、宗門帳は1159年から1832年迄が中絶している。然しこの表で見ると、宝暦以前と天保以後とでは農村構造が著しく変化していることが窺われる。即ち宝暦以前に於ては、寛延3年では総戸数90戸中下人を使用している戸数30戸、質物奉公人を出している戸数33戸、即ち前者は30%、後者は31%に達し、漸次増加して宝暦8年には下人を使用している戸数40%、質物を出している戸数44%に増加しているのに、数戸数は7戸を減じ、1戸当りの平均面積は63文を増し、宝暦5年の大飢饉を通じて、土地集積、零細農の増大を生じている。これを階層別に見ると、1000文以上では下人使用戸数が増加し、奉公人を出す戸数が減少している。然るに1000~500文層では下人使用戸数は減少し、奉公人を出す戸数が増加している。500~250文層では下人使用戸数は2戸に激減し、奉公人を出す戸数比率が激増している。250文以下になると、下人使用戸数0。奉公人を出す層の比率は更に高くなつている。即ち1000~500文の層に於ても下人を使用する者があり、1000文以上の層でも質物を出す戸数があつた。然るに天保以後になると、下人を使用する階層は1000文以上の層だけで以下は全く下人を使用していない。

1. 拙論、「近世農業労働時間並に休日の統制」社会経済史学、16巻、1号

2. 乍恐書付を以奉願上事

一私下人伊八と申者、矢沢村人主孫左衛門請合方七、清左衛門、浮田村孫次郎身代錢十八貫貳百文、延享五年辰二月年記当辰一ヶ年、右始末ニ而差置申候、旧冬十一月十五日ニ洗濯ニ參度願申ニ付、五日之暇遣候所ニ、右日限過候而茂不參候故、人主之方江右伊八遣候様ニ申遣候所ニ人主之方江不參候由、返事申來候、又は人主請合方ニ尋出し遣候様ニ申遣候得共居不申候由、依之入替遣候様ニ申遣候得共、入替ハ人主孫左衛門御座候年ニ而、奉公仕候得者、老母妻子斗ニ而相談茂成兼候由、右候ハバ身代錢相濟候様ニ申遣候得共、其内相片付可申候由ニ付、内

々ニ而段々人主請合共江せつき申候得者、人主請合方より右身代錢五ヶ年之年賦ニ致候様ニ被申候得共、左様ニ仕候得而者、末々下人共之吟味茂相立不申様ニ奉存候、人受御座候而茂右之通差支之由ニ而奉公不仕候身代錢茂右之通ニ而埒明不申、恐多申上様ニ御座候得共、ヶ様之義ニ而者御田地仕付ニ茂差支、迷惑仕、無拗御訴申上候、御憐愍之御了簡ヲ以相片付候様ニ被仰付被下置度奉願上候 以上

宝暦三年酉三月七日

十二ヶ村願人

彌市郎  
土沢村、菊池林文書

(下略)

3. 天狗田村、金大肝入文書

1000文以上でも天保12年以後は下人使用の農家は皆無となつている。奉公人を出している家も亦同時に減少し、250文以下の零細農でも安政以後からは全くななくなつている。これは全体に於ても戸数は増加しているが、1戸当りの経営高は減少し、奉公人の人数も絶對的に減少し、安政には1人もなくなつている。反対に無人戸数は宝暦以前には1戸もなかつたのに、天保以後になると、絶對的にも比率的にも増加している。階層別に見ると、1000文以上の層と250文以下の層が増加し、1000文から250文以上の中間層が固定し、無人戸数が増加している。(第9表) これはこの農村が天保以後に於て兩極に分解し、離村逃散を生じつゝあつた事を示すものである。然も下人使用戸数も、下人を出す戸数も激減し、安政以後には共になくなつており、経営規模も一般に零細化している。かかる変化は何年頃から起つたかは、上奥玉村の宗門帳が宝暦9年から天保3年迄欠けているので知ることは出来ないが、近村の鳥海村の宗門帳について見ると、此の村も手工業を兼業とする山村であるが、1778年(安永7年)には総高81,740文、総戸数197戸、1戸当平均持高406文約4反前後の零細経営の村である。此のうち奉公人、名子、水呑を使役している階層は12戸、その平均持高は1791

第9表 東磐井郡上奥玉村経営別労働構成変遷表(1750~1866)

年 代	総 計							a %	b %	c %	d %	e %
	高 文	戸 数 <sup>a</sup>	一戸当り高(文) <sup>b</sup>	家族数 <sup>c</sup>	下 人 <sup>d</sup>	質 物 <sup>e</sup>						
1750	寛延3年	69,879	90	776	427	30	33	100	100	100	100	100
1756	宝暦6年	69,879	83	842	437	33	37	92	109	102	110	112
1758	" 8年	69,879	83	842	428	34	37	92	109	100	113	112
1833	天保4年	69,879	94	743	453	3	10	104	96	106	10	30
1837	" 8年	69,879	94	743	452	3	7	104	96	106	10	20
1841	" 12年	69,879	94	743	386	0	3	104	96	90	0	9
1845	弘化2年	69,879	94	743	404	0	3	104	96	95	0	9
1855	安政2年	69,879	96	728	430	0	0	107	94	101	0	0
1866	慶応2年	69,879	95	736	453	0	0	106	96	106	0	0

年 代	1000文以上(平均) A					999~500文(平均) B					499~250文(平均) C			
	高 文	戸 数	家族	下 人	質 物	高 文	戸 数	家族	下 人	質 物	高 文	戸 数	家族	
1750	寛延3年	1,556	17	7.5	27	5	715	37	5.2	3	11	368	28	4.5
1756	宝暦6年	1,599	17	8.6	28	2	710	42	5.5	5	21	392	17	5.5
1758	" 8年	1,620	18	8.6	30	1	709	38	5.4	2	21	386	21	4.9
1833	天保4年	1,590	15	6.7	3	0	747	42	5.1	0	3	385	27	4.0
1837	" 8年	1,667	14	7.2	3	0	741	43	5.0	0	3	363	25	4.0
1841	" 12年	1,600	17	6.5	0	0	722	38	4.5	0	1	382	24	3.3
1845	弘化2年	1,637	14	6.1	0	0	717	46	5.0	0	1	378	20	3.4
1855	安政2年	1,335	19	5.9	0	0	708	43	5.0	0	0	356	20	3.1
1866	慶応2年	1,229	21	5.4	0	0	728	38	5.3	0	0	287	21	4.8



近世農村年季奉公人の研究(森)

年	代	499~250文 (平均) C		249文以下(平均) D					A の 指 数					Bの 指数
		下人	質物	高	戸数	家族	下人	質物	高	戸	家族	下人	質物	高
1750	寛延3年	0	12	143	8	3.2	0	5	100	100	100	100	100	100
1756	宝暦6年	0	9	180	7	3.0	0	5	103	100	115	104	40	99
1758	" 8年	2	11	148	6	3.3	0	4	104	106	115	111	20	99
1833	天保4年	0	5	128	10	2.8	0	2	103	88	89	11	0	104
1837	" 8年	0	2	140	12	3.6	0	2	107	82	96	11	0	104
1841	" 12年	0	2	153	15	2.0	0	0	103	100	87	0	0	101
1845	弘化2年	0	2	158	14	1.9	0	0	105	82	81	0	0	100
1855	安政2年	0	0	144	13	2.0	0	0	86	112	79	0	0	99
1866	慶応2年	0	0	164	15	3.7	0	0	80	124	72	0	0	102

年	代	B の 指 数				C の 指 数					D の 指 数			
		戸	家族	下人	質物	高	戸	家族	下人	質物	高	戸	家族	下人
1750	寛延3年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1756	宝暦6年	114	106	167	191	107	61	122	0	75	126	88	94	0
1758	" 8年	103	104	67	191	105	75	109	0	92	103	75	103	0
1833	天保4年	114	98	0	27	105	96	89	0	42	89	125	88	0
1837	" 8年	116	96	0	27	98	89	89	0	17	98	150	112	0
1841	" 12年	103	87	0	9	105	86	73	0	17	107	188	65	0
1845	弘化2年	124	96	0	9	103	71	76	0	17	110	175	60	0
1855	安政2年	116	96	0	0	98	71	69	0	0	100	163	65	0
1866	慶応2年	104	102	0	0	78	75	84	0	0	115	188	116	0

年	代	Dの 指数 質物	無 人 戸 数				下 人				質 物			
			A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
1750	寛延3年	100	0	0	0	0	27	3	0	0	5	11	12	5
1756	宝暦6年	100	0	0	0	0	28	5	0	0	2	21	9	5
1758	" 8年	80	0	0	0	0	30	2	2	0	1	21	11	4
1833	天保4年	40	0	0	2	0	3	0	0	0	0	3	5	2
1837	" 8年	40	0	0	2	2	3	0	0	0	0	3	2	2
1841	" 12年	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	1	2	0
1845	弘化2年	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	1	2	0
1855	安政2年	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0
1866	慶応2年	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 東磐井郡奥玉村吉田氏藏「東磐井郡東山上奥玉村当人数御政帳」

文である。その労働構成には古い地主手作経営に於ける労働利用形態である名子、水呑、添人等の利用が残されているが、それは既に遺制的となり、雇用労働力が多くなっている。このような残存的となつた名子、水呑、添人労働力の利用はかなり惰性的となつて経営規模に必ずしも対応していないが、質物以下の奉公人は経営規模に即応して調達されているから、これに重点をおいて見ると、奉公人使役戸数9戸、1戸当り2800文で1000文以下の経営者で下人を使用している者は1戸に過ぎない。これに反して下人を出している戸数9戸の平均持高は220文で、村平均の半分に過ぎない零細農家である。個別的に見ても村平均より高い者は1戸に過ぎない。然し奉公人を出している者の平均持高220文以下の零細農家は全体として103人もあり、全村戸数から見ても52%に達している。零細経営が圧倒的に多いのに奉公人を出さなければならない事情は未だ一般化していない。然るにこれから10年後の天明大飢饉後の8年に於ては事情はかなり変化している。1000文以上と250文以下は戸数を増加して、平均高を減じ、1000文から500文層は戸数を減じて平均高をまし、500文から250文層は戸数も平均も僅か減少し停滞的である。即ち土地が500文以上の層に集中して零細農を増加した事を示している。この土地移動に伴つて譜代的な名子、水呑は減少し、質物奉公人を主とし、その使用数も減じている。しかもその下人は1000文以上の経営者に集中している。反対に下人は殆ど250文以下の零細農から出。しかも増加する傾向を見せ下人を出す数よりも、これを使用する農家が少く半数は他村に出ている。これ等のことから、此の村は天明の大飢饉を契機として、土地集中、零細農の増加、零細農家の労働力の分裂を生じ、在村の大規模経営者もその労働力を消化する力を失い、家族労働力を中心にするようになったことを示している。既に全戸数の6割が250文以下の零細農であり、戸数が増加する傾向にあつたのに、平均高は一層減少し、零細化しつつあることと奉公に出るものとの増加が対応している。然かもその奉公人の年季は次第に短くなり、日雇奉公化する傾向を見せている。(表10,11)然し此の傾向は奥羽地方に於て最も深刻な影響を与えた天明飢饉期の現象で、特異な時期であり、東北地方では此の大飢饉を契機に、土地の移動、集積、労働力の土地生産からの遊離が起り、共同体旧慣が破壊されている。ことに天保の大飢饉を経過すると、下人使用階層も、下人放出階層も共に激減したばかりでなく、零細農家には死絶、逃散する農家が増加している。同郡渡民村では、天保5年には10人の奉公人を出し、何れも近郊農村に1

第10表 東磐井郡鳥海村階層別労働構成表

西紀年	代	総高	総戸数	総人数	1000文以上					1000~500文				
					平均高	戸数	下人	名子	水呑	出奉公	平均	戸数	下人	名子
1778	安永7年	81,740	197	1,259	2,553	12	21	5	0	652	28	0	3	2
1785	天明5年	81,740	203	1,173	2,166	16	21	4	1	658	24	1	1	2
1788	" 8年	81,740	203	1,121	2,416	14	16	3	0	698	22	2	0	0

  

西紀年	代	500~250文					250文以下					計			
		平均高	戸数	下人	名子	水呑	出奉公	平均高	戸数	下人	名子	水呑	出奉公	下人	名子
1778	安永7年	353	47	0	2	2	133	110	0	1	6	21	11	10	
1785	天明5年	355	45	0	1	4	131	118	1	0	19	23	6	26	
1788	" 8年	351	44	0	2	3	131	123	0	0	27	18	5	30	

註 東磐井郡興田村伊東国輔文書「鳥海村宗門改高人数帳」3冊

近世農村年季奉公人の研究(森)

第11表 東磐井郡島海村雇用労働利用表

下人使用階級				奉公人を出す階級						
高	身分	家族数	下人数	高	身分	家族数	続柄	年令	期間	人数
安永7年(1778年)										
1,051	文組頭	10	1	320	文百姓	6	子	16	年4	1
3,624	百姓	10	1	107	"	5	娘	16	2	1
5,927	"	24	13	525	組頭	6	兄弟娘	35 10	3 5	2
3,438	組頭	11	3	82	仮組頭	2	子	31	5	1
1,101	"	8	1	94	百姓	2	"	39	5	1
5,134	百姓	6	2	332	"	6	弟	17	3	1
963	"	9	2	90	"	7	"	11	4	1
2,154	組頭	14	1	185	"	5	子	30	5	1
1,997	百姓	9	1	245	"	5	"	18	4	1
2,799		11	2.7	220		5		22	4	1
天明8年(1788年)										
1,559	肝入	9	2	163	百姓	4	子	13	3	1
3,339	組頭	12	5	91	"	3	婚妻	27 16	3 4	2
2,340	"	8	2	151	"	3	子	23	4	1
911	"	6	2	109	"	2	"	40	2	1
1,953	百姓	9	3	259	"	7	"	18	4	1
1,014	組頭	8	1	87	"	7	添人	34	5	1
1,495	百姓	6	1	401	組頭	3	子	21	2	1
2,697	"		2	198	百姓	4	添人	41	3	1
				413	"	7	弟	27	4	1
				186	"	4	"	14	3	1
				7	"	4	子	27	3	1
				191	"	7	"	21	3	1
				187	"	3	婚	45	2	1
				110	"	4	弟	15	5	1
				239	"	2	妻	16	2	1
				160	"	5	妹	17	3	1
				104	"	4	子ノ妻	36 27 17	5 5 5	3
				209	"	3	子	24	4	1
				197	"	6	叔父	51	3	1
				196	"	6	子	13	3	1

				86	"	4	子	25	3	1
				44	"	5	弟	20	2	1
				75	組頭	4	子	21	2	1
				37	百姓	4	養子	26	2	1
				124	"	6	子	24 21	2 2	2
1,802	8.3	2.0	161			4.4		2.5	3.2	1.2

註 東磐井郡興田村伊東国輔文書「鳥海村宗門改高人数改帳」

年～2年の年季奉公人となつたが、土地生産力の恢復につれて復帰し、同12年には4戸だけ残るようになった。凶作直後の5年には「岩ヶ崎え仙北秋田之者共大勢入組罷越居候、同国ハ別而不作」であり、これを「扶助一通位に而召抱置候者も」あつた。然し一般には「何れ面々家内人数ニ而植、ゆひはか並早乙女相頼、植候者無之、町辺或ハ大家杯ニ而ハ、早乙女相頼候者稀ニ相聞得」るようになったり、これは食料節約も原因しているが、又凶作のため労働力が浮動し、旧慣にもとずくゆひはかを行ひ得ないようになったことを示している。

同郡濁沼村の場合を見ると、1706年(宝永3年)から1804年の内に人頭は66%増加しているのに人口は98%に減じ、1人頭当りの人数は8.6人から5.2人に減じている。1戸当りの人数の減少につれて、水呑・下人数を減少し、かつては総人口の12.5%に達した水呑・下人も、文化1年には0.5%、4人に漸減している。(表12)然し文化年中に下人4人が見えるが、同郡保呂羽村の場合は、1716

第12表 東磐井郡濁沼村下人構成表

西紀	年代	総人頭 A	総人口 B	水呑		下人		指数			隷属人計		指数 B/C
				戸数	総人数	戸数	総数	A	B	B/A	戸	人数C	
1706	宝永3年	66	556	9	22	19	49	100	100	88	28	71	12.5
1712	正徳2年	65	545	11	40	12	26	100	98	84	23	66	12.0
1737	元文2年	90	546	5	7	9	15	136	98	61	14	22	2.5
1804	文化1年	106	548	0	0	3	4	166	98	52	3	4	0.5

註 大内厚君稿「近世村落の動向」によつて作成

年(正徳6年)から1868年(慶応4年)までの村内に於ける隷属人口を見ると、総人口の33%を占めていたものが、30年後には11%に減少し、70年後の天保6年には僅か1人となり、慶応4年には0となつている。下人中でも譜代的隷属下人と見られる水呑、名子・被官・門前の数は、雇用労働者たる下人数と比較すると、1716年には隷属的下人は全下人中87%、30年後には71%に下つているが、依然圧倒的比率を占めている。それが共に天保6年には0になつていることは、上述の諸村と同一の現象で、本郡の一般的姿質であつた事を示している。(表13)保呂羽村の此の現象を農村構造の変質と關聯して見ると、152年間に、1000文以上の農家は25戸から9戸に減少しているが、1戸当りの経営面積は平均1425文から1768文、24%増加し、1000文～500文層は10戸から27戸に増加しているが、1戸当り平均経営面積は836文から651文78%に減少し、500文～250文層は5戸から35戸に増加し、1戸当平均経営面積は306文から362文18%増加し、250文以下では1戸から68戸に増加し、

1. 芦文書「天保五年日記」「天保十二年岩井郡東山洪民村切支丹宗門並高人数改帳」

第13表 東磐井郡保呂羽村下人構成表

西紀	年代	総人頭 A	総人口 B	合計		譜代的下人							
				戸数	人数 C	水呑		名子		被官		門前	
						戸	人	戸	人	戸	人	戸	人
1716	正徳6年	141	962	61	313	29	128	12	110	4	15	2	23
1746	延享3年	149	968	35	108	12	26	4	26	3	17	2	8
1835	天保6年	139	757	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
1868	慶応4年	131	742	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

西紀	年代	小計		奉公人		隷属人				指数			
		戸	人数 D	戸	人数 E	添人		扶持喰		B/A	D/C %	E/C %	C/B
						戸	人	戸	人				
1716	正徳6年	47	271	10	36	1	1	3	5	6.8	87	11	32.5
1746	延享3年	21	77	7	24	7	7	0	0	6.5	71	22	11.1
1835	天保6年	0	0	0	0	1	1	0	0	5.4	0	0	
1868	慶応4年	0	0	0	0	0	0	0	0	5.6	0	0	

註 大内厚君稿「近世村落の動向」により作成

1戸当り平均 219戸から 132戸60%に減少している。即ち上層は小数となつて経営面積を増加したが、中農層は人数を増したが経営面積を減じ、小農は戸数を増加して経営面積を増し、零細農は戸層を増加して経営面積を減少している。即ち総戸数は3倍に増加したが、経営面積は小数の大地主の外は零細な多数の小農に分化し、此の村に於ける下人は消滅している。ここでは下人放出戸数は不明なので、零細化した農民層からどれだけ奉公に出ているかは明かでないが、天保以後に於ては500文～250文層に2戸、250文以下の層から5戸の無人戸数が現れ、上奥玉の場合と同様の現象を示している。即ち1000文以上の層は経営面積を増大しながら、天保以後には下人を使用しなくなっている所に、農村構造の変質が示されている。(表12)同郡西口村の場合では1281年(天明1年)から1856年(安政7年)までの間に1000以上層は1760年から2583文31%を増しているのに、1000以下の層は僅か5.3%しか増さず、総高増加分の大部分は大地主層に集中している。弘化以後には零細層から6戸の無人戸数を生じ、一般に小数の大地主層と零細農の増加が顕著となり、村内に於ける譜代奉公的下人使用は減じて年季奉公人使用となり、天保以後にはそれさえも失つてゐる<sup>1)</sup>。同郡太原村の1851年(嘉永4年)の宗門帳によつて村落構成を見るに、総高155貫400文、総戸数258戸、平均1戸当610文の経営であるが、これを階層別に見ると、1000文以上が26戸(10%)平均2248文、1000文～500文層が56戸(22%)平均699文、500～250文層が58戸(22%)平均358文、250文以下の層が118戸(46%)平均90文となり、250文以下の零細農が過半に達しようとしている。そのうち下人を使用している戸数は僅かに2戸、下人を出している戸数は3戸で、平均236文の零細層から出ている。しかも出奔による無人戸数4戸、死絶による無人戸数5戸を算し、何れも零細層から出ている。

1. 東磐井郡、濁沼村、保呂羽村、西口村の資料は、大内厚君稿「近世村落の動向」による。

る。以上から見ても東磐井郡下の農村は天保以後からは下人利用農家も、下人放出農家も共に激減している。村落全体としては人頭が増加しているのに耕地の増加はそれ程でなく、経営規模は小数の大地主はより大きくなっているが、零細層は人頭増加に反してより小さくなっている。経営の縮小はそれだけ農民の労働力を土地投下から分離することを意味し、それだけ過剰労働力を発生している。それにも拘らず農業奉公人が減少していることは、この過剰労働力が他の職業に投ぜられるか小作経営を加味するか、流亡するかである。その分岐点は依然として自給自足的共同体的経営段階にあるか、商品経済が進展しているか、生活それ自体が窮乏しているかである。①の場合は地主手作が困難となり、小作地化し、地主は寄生地主化した。零細農民は自作兼小作化した。②の場合は商品作物を経営し、小商人化し、或は手工業的職人化して行つた。③の場合は流亡していつた。ことに此の郡は水田少く、畑作を主とした山村で古くから商品作物経営の盛な所であり、煙草・紅花・藍・養蚕・さんがい・麻・紙・砂鉄・鉄製農具等を兼営し、商品経済の進展に伴つて、重要な産業となり、1852年(嘉永5年)には、その南方だけで10,495両を産し、水田の不足をカバーしていた。又大工職、屋根葺として各地に出稼する者も多く、兼業零細農家が増大した。従つて農業奉公人は激減し、奉公人があつても農業経営上困難な程高賃金となつたのである。<sup>1)</sup>(表14)

第14表 嘉永5年東磐井郡南方産物書上表 (1852年)

種別	生産量	生産額
三階	掛 200	両歩朱 95.00
紅花	貫 567,324	839.00
葉藍	2,600,000	95.00
生糸	212,000	1,205.00
まゆ	499,000	1,712.20
真綿	8,000	5.00
撫麻	6,800,000	1,552.20
莫蔭	300,000	91.10
砂鉄	109,800,000	145.20
荒鉄	枚 5,000	812.20
炭	8,400,000	300.00
葉煙草	14,306,720	944.02
連煙草	連 12,500	187.02
樋	450	5.22
塵紙	32,200	100.22
煮剥楮	88,330,000	1,072.30
紙	帖 25,000	387.20
荏子	石 125	81.10
辛子	86	862.20
計		10,495.00

註 前掲 及川孝平文書「嘉永5年東山南方村々産物出高調書上」

近世末期の下人欠乏現象は水戸薄保内郷にも見られる<sup>2)</sup>。ここも畑作を主とした山村で、畑作生産だけでは夫食に不足し、菟蓐・煙草等の商品作物を作り、これを販売していた。しかもここではこれ等の商品作物、殊に菟蓐を大規模に全国的に販売し、富豪となつたものが奉公人使用者となり、村内及び隣接の農村の極窮者が奉公人放出の給源となつていつた。然しこれ等の奉公人は商品生産の進行につれて高賃銀を得、身売奉公人は次第に自由となり、賃銀も単純化されるに従つて、天保以後から急速に減少していつた。木戸田氏はこの原因について「れこは幕末藩政改革を契機として、封建的編成と共に後述する富裕層が領主の側に連繋して寄生地主化する事の結果」と推定している。しかしここでは富農層の商品生産化による奉公人の吸収は明かにされているが、富農層の寄生地主化による小作の増大、それによる奉公人放出層の小作人化の状況は明かでない。<sup>2)</sup>

1 農村構造の変質

近世後期に於ける農村奉公人の変質及び欠乏はかなり一般化していることは当時の著書に散見するが、その原因について「民間省要」は次のように指摘している<sup>3)</sup>。

1. 東磐井郡、浪民村、芦嶺一郎氏所蔵

3. 前掲「民間省要」328頁

2. 前掲「幕末水戸藩に於ける商品生産の発展と中農層」

「世上に下奉公人の私底なる事を思ふに、古へ紬一疋織工金二分にはならざりしに、近年は一兩余と成、沓わらじ一足造るに、むかしは漸々四五銭なりしに、八九十銭となり、木綿・糸織類より都ての事一倍余と成に付何をしても渡世は仕易く、人の後家、娘、男子に至る迄、所詮気の詰る奉公より地をかり、店をかり居ても心易きかせぎをして、渡世するにしくはなし」

と言ひ、手工業の発展によつて、農民が職人化し、商人化するために農村奉公人が減少していることを指摘している。東磐井郡も同様の事情にあつたことは既に指摘した所であるが、最上紅花の産地では、栽培のために女子の賃労化が進み、奉公人減少の一因となつてゐる<sup>1)</sup>。仙台藩の農村隷属者(名子・被官・水呑・譜譜・質物奉公人・添人等)が、文化以後から減少し、年季奉公に変わる傾向を示しているのは、一つは藩の新百姓政策にも原因している。藩は従来隷属農民の新百姓昇格を300文以上としていたが、文化6年300文以下でも許可することとしたため、隷属者の新百姓化が増加し、零細な本百姓を増加することとなつた。これらの零細な本百姓は自己の過剰労働力を自由に利用することとなり、これが商品経済の進展に即応して手工業的・小商人的経営を兼ねることとなり、譜代的奉公人を減ずる1因となると共に、又農村奉公人を減ずることにもなつたのである。上述で見た東磐井郡下の農村は何れも50文以下の層が圧倒的に多くなつてゐる事は、1000文層以上の土地兼併も1因であるが、又零細な隷属農民の本百姓化が大きな原因である。これ等の零細な農民は自己の保存する労働力を土地生産だけで完全燃焼が出来ず、最初は年季奉公人として出たが、商品経済の進展に即応して、無尽金融によつて資金を調達し、手工業的職人化、小商人化し、過剰労働力を消化する傾向を生じた。此のような事情は既に一般化していたらしく、東磐井郡南方肝入が1809年(文化6年)に出した申請書に<sup>2)</sup>、

「東山村は大工木挽屋根葺其外之諸職人共ニ御板判申受、御役上納農村ニ有之、渡世仕義ニ御座候処、其所ニハ産物を以職分仕候者之外、日雇を以相働候分、御郡之内ニ而雇入無之節ハ、他郡へ罷越候而も稼不申候而ハ、全体持高少分田畑不足の方より農業一篇ニ而取続兼願申上候。

右様其身に候指働申義ニ御座候故、縁辺又ハ知音を以他郡より被相雇候砌ハ罷越相働候義も相聞得候。(下略)」

と言つており、他郡に出稼することを認めている。このような地帯であるから、本来300文以上でなければ新百姓の取立を認めないのに東山地方だけは100文以上を認めることにしている。その時の申請書に<sup>3)</sup>。

「(前略)東山之義ハ、散田米容易無之、稀ニ内禿百姓代、百姓付斗ニ相見得、先ハ二三男弟等、又ハ添人扨より新百姓相出候儀ニ御座候、浜付御郡と違候へ共、全体畑多之御郡ニ而田ハ不足在之、田畑共ニ不足之百姓持高故、農業之内紙漉、蚕等之産業仕候方より少高之百姓ニ而も前々より相続仕、諸上納初凡而之儀相後候儀も無御座候、一人前百姓共持高少分故、高に對し、人数人頭多故之儀ニ奉存候、併少持高之百姓共ハ丈役百貫夫役并僕諸割付物微細ニ罷成候ニ付、持高多之百姓共痛之筋ニ可罷成候処、浜付御願右様之分御人頭人数高割付仕候故、右痛も無之、東山通も浜付同様諸割付物等首尾仕候得ハ別而指障り相見へ不申、人頭相倍申候へバ、夫上御郡付究罷人数も相倍、御田地之不足ハ野山空地等不指支所追而相聞申根元ニ罷成申候間、大肝入吟味之通、此以後東山南北共ニ持高百文より新御百姓相出候儀被免下候様御吟味被成下度候、近年御城下在々共質物等一季半季奉公人不足仕、士凡下共迷惑罷成候処、増而在々奉公人不足仕候故、南部秋田ノ御他領者日手間取ニ數千人相越、右ヲ相雇御田地耕作、春秋仕廻仕候者江給金不少脱金ニ罷成候得共、右手間取不相入候而ハ広大之御田地仕付ハ勿論、秋ノ取仕廻共ニ及兼候間、高金相与へ相雇事ニ御座候処、新百姓少高ニ而も被免下、一郡二郡宛も人頭人数相凌候事ニ罷成候へバ、自然追年二男三男奉公人も相出候様ニ罷成、全郡迄も不自

1. 「谷柏村御用留帳」

3. 前掲「文化六年定留」

2. 東磐井郡北方 白石大肝煎文書「文化六年定留」

由無之程＝相至候様＝御座候，御他領者手間取相雇候儀も不足仕，其分之脱金も薄ク罷成候と奉存候（下略）  
（文化六年）。

と言つており，人口が多いのに耕地が少ないのに，300文以上でなければ新百姓の取立が出来ないため，職人となつて他県に流出する傾向が強かつた。然し此の地方は農業経営収入以外の手工芸収入が多いため，100文以上から新百姓としても経営は可能であることを主張し，新百姓の取立基準を引下げて本百姓を増加し，土地に労働力を結合させることに依つて奉公労働力発生の根元を培養しようとしたのである。即ち300文以上の持高がなければ本百姓となれないために，土地から完全に離れた労働者を造成することとなつた。これが職人・商人化して出稼するために，雇用労働力が減少し，他領者を雇用せざるを得なくなつたのである。これを防ぐために兼業経営の可能を根拠に新百姓の基準を引下げ，農民の土地からの遊離を防止し，雇用労働力の給源にしようとしたのである。

期の如き現象が当時一般的であつたことは芦東山も既に指摘した所である。即ち<sup>1)</sup>

「農業一円ノ働キ日ハ，僅カ百日ニ満ヤ不满ニ候，仍之農業心ノママナラズ，当時甚ダ疎略ニ相成候故，畢竟作徳モ無之，多クハ工商ノ末業ニ走り（中略）工商ノ工民ハ其業一品ニテ，妻子十分ニ養育仕リ，其業ヲツトムルニ随テ利益相見得候ユヘ，其勞ヲ忘レ，自ラ相助ミ候，農業ハ其一品ニテハ何様ニモ相続可仕様無之ユヘ，右ノ兼業種々相助ミ候処，其ニテモ得益無之候ヘバ，身上働キニ儘レ候ユヘ惰氣ヲ生ジ博奕組ヘ相入カ，又ハ商工ノ末業ニ奔リ候」

と論じ，経営規模が零細化し，労働力を充分に経済化し得なくなつたため，農業だけでは生計困難となり，種々の兼業を行うようになり，それも充分でなく，商工業に転業する者が多くなつたことを指摘している。即ち<sup>2)</sup>

「先年ハ商工ノ者一村幾人ト承リ伝候処，当時農作ノ本業年増不利ニテ，商工ハ日々ノ利益相見得候ユヘ，皆以末業ニ奔リ候，百人ノ民ニ御座候ヘバ，農事ハ妻子ニ相任せ，其身ニハ商工ノ渡世仕候者凡ソ五十人モ可有之候，残ル五十人ハ右ニ申上候，種々ノ渡世ト耕作ト相雑ヘ相続仕ルニテ候，其内一向農業ニ計片付候者ハ，一兩人モ無之候」

と云い，農民の商工業化，兼業農家の増大，此の転換に依る適応の錯誤から生ずる農家経済の逼迫は高利資本の活動を呼び，農地・人間抵当による金融，これによる土地兼併，零細農の土地からの遊離，労働の新資本への結合等によつて農村構造が変化していつた。即ち<sup>3)</sup>

「富民トモ借シ金仕候ニハ，一月十兩一步，五十切一步ノ利足ニテ通用仕リ候ヘドモ，弁ジ借シ方不仕，多クハ田畑妻子等書入ニテ通用仕候故，宜キ田畑自然ト奪ハレ，悪田計リ所持仕候故，年々困窮仕リ，諸上納難波，上地沽却等モ時々相出候」

と論じ，僅に耕地を確保することの出来た者も零細な悪地に高率の租税を負担し，衰亡するようになつたことを指摘している。又天明9年の著「救時策」<sup>4)</sup>にも

「すべて今の風俗は（中略）金銀さへあれば，命はつながるもの也と思へる也，其風移りて民も農業をゆるがせにし，且さし当りては農業よりは商の方は生營もなしやすく，また身代を仕出事もあれば，やゝもすれば業をかへて売人にならんとし，渡り奉公をしたるあげくは売人になるもの多し，是故に自然と農業も専らならずして，五穀万物の生熟も薄き也」

1. 芦東山著「上言」520頁，529頁，日本経済叢書，第

8巻

2. 前掲，「上言」530頁

3. 前掲，同書，513頁

4. 大塚孝威著「救時策」日本経済叢書，第14巻，77頁



と言い、農民が土地を放棄して奉公人となり、更に商人に転じて行く者が増加し、農村労働力は次第に衰亡するに至つたことを指摘している。又南部藩の天明の大飢饉の状況を記した「動転愁記」<sup>1)</sup>にも「先祖よりの手作に身力を疲らかし、手足を荒し、春から暮迄心休みなき分別にや、代々伝る持地を渡し、店棚綺麗に拵ひ、木綿・小間物商売・貸銭・無尽の利潤を以て」生活する者の多くなつたことを述べている。<sup>10)</sup>又年代は明かでないが、伊達郡月館村の陳情書にも<sup>2)</sup>

「其時代の人愚直にして不奢、商人稀にして農業に不怠、殊に日備錢下直に也、近代は商人多し、唯今強相改候はば、不馴業故、出奔人多く、却て不法基と相成可申か」

と云い、農村に於ける商品経済の発展は既に改革することの出来ない段階になつていたことを指摘している。

このような商品経済の侵透は生産物の商品化をうながし、生産物の商品化による利潤の発生は、動産に労働を投下することによつても、富の蓄積が可能となつたことを意味している。共同体の自給自足経済下に於ては、土地(不動産)に対する労働投下が、富の蓄積の最大の源泉となつていたが、商品生産経済の発達は、労働投下による富の蓄積の対象や機会を拡大し、土地に緊縛されていた労働を切離し、商工業資本と結合せしめることとなつた。此のような気運は、奥羽地方では宝暦以後から現われ、寛政以後から顕著となつて来ている。奉公人形態も、前述のように宝暦以後から居消費奉公が、年季奉公に代る傾向を見せ、寛政頃から年季奉公が顕著となつて来る。然るにこの頃になると新百姓の成立、土地兼併等に依つて経営規模の平均は零細化し、しかも労賃は高騰して来たために農家経営に使役することは困難となり、過剰労働力は職人・商人化するか、然らざれば武士・商家の奉公人となる傾向があつた。東磐井郡上奥玉村の場合は武家や、町方への奉公人が多かつたが、絶対数では百姓に勤める場合が多かつた。勤務地も大体3割は他郡に出ている。又同一郡内でも他村に奉公に出たものは7.5割であつた。

然し天保以後になると奉公人になるものは激減し、しかも武家奉公の方が多くなつている。

第15表 上奥玉村奉公人勤務地表

西紀	年 代	勤 先 の 階 層				勤 先 の 地				
		武 家	町 屋	百 姓	寺 家	他 郡	当 郡	他 村	当 村	計
1750	寛延3年	6	9	19		12	22	22	12	34
1756	宝暦6年	3	3	27	1	10	24	18	16	34
1758	" 8年	2	2	29	1	8	26	14	20	34
1833	天保4年	5		5		4	6	4	6	10
1837	" 8年	3		4		3	4	3	4	7
1841	" 12年	2		1		2	1	2	1	3
1845	弘化2年	1		1		1	1	1	1	2
1847	" 4年	2		1		1	2	1	2	3

註 前掲 上奥玉村宗門改帳

これに対して桐生機業地帯の機織奉公人は村外、それも多くは若干隔つた近郊農村から雇用されている。殊に男子奉公人は桐生54ヵ村外の近郊地方乃至北陸地方から導入され、一般的に1箇年季

1. 南部叢書 第4冊 318頁

2. 前掲「農山村社会経済史」65頁

奉公人であつたが、女子は隣接村乃至近郊農村から導入され、大体3～5年季の奉公人であり、多くは「商業的農業や工業の展開に乏しい米単作地帯から供給された」と云う。これは江戸の大消費市場を控えて発展した桐生機業に対応する米単作地帯の労働力の対応であつた。<sup>1)</sup>これに比すれば、東磐井郡の場合は千厩、気仙沼、一の関、石巻、塩釜等の地方小都市の発達に対する適応であつた。従つてその変化は多面的ではあるが多量的ではなかつた。従つて多様な職業分化を生じたが、桐生のような大規模の同種企業の発達はなく、零細な土地生産に製鉄、煙草、養蚕、紙漉、染料工業を兼業する対応を示すようになった。

このような農村構造の変質、これに即応する奉公人の年季奉公化、それに伴う労賃の高騰は、共同体的自給自足経済を主体とする農村にとつては大きな打撃を与えることとなつた。

仙台藩では既に1711年(宝永8年)頃から奉公人の給料の高騰に苦しみ、賃銀統制令を發している。即ち<sup>2)</sup>

「近年売人不自由付而、奉公人過分之望申懸、諸人及難儀候由=候処、内々宜敷者共人相定、給金之外合力褒美金などと名付、しち物=指置候者ハ居消=申合、切米等も過分=為取せり合、我かち=召抱候由被及聞召候、奉公望候者ハ勿論指置候者共=御定を相背、不屈至極=被思召候、向後忝度相改定之給金外合力褒美金等一切為取召仕間敷候事

一 下女等召抱候=過分之望を申懸、しち物=指置候者ハ居消=相定召抱候故、進退不罷成者共ハ下女召仕候義不罷成及難儀候段相達御耳、不屈至極=被思召候由被仰出候間、向後右之通可申付候

居消=指置候得ハ不及申しち物女身之代金五兩を限り、一季ハ五切ヲ限り仕着せハ申合次第、二反百目を限り可召抱候、若其上望仕候者於有之ハ御定之趣申きかせ、其上にも承引不仕候ハバ、其者留置早速可申出候、忝度御仕置可被仰付候事」

とし、特に女中の賃銀を最高5切(1兩1歩)と四季施として布2反綿百目を最高とした。然しこのような統制はなかなか容易ではなく、奉公人は減少し、賃銀は高騰する傾向にあつた。1717年(享保2年)には一季奉公人の賃銀を更に公定し、男1年7切、半季は4切以下、女子は給金5切以下、身代金は5兩以下とし、これを居消で相殺することを禁じ、四季施は木綿3反綿100目とし、四季施は宝永8年の時よりも1反を増している。<sup>3)</sup>宝暦10年の統制令は、享保二年の統制令を再確認しただけであるが<sup>4)</sup>1813年(文化10年)には、下人は不足し、賃銀は高騰し、宝暦の公定賃銀に比較すると、米価は大差ないのに賃銀は7割も高騰し、下人使用経営に支障を生じた。役人はこれを統制するために、伊具郡が越後奉公人を統制するために、奉公人宿を置いて効果を収めたのを拡大し、全領設置を申言している。それは当時の仙台藩の奉公人事情を端的に述べている。即ち<sup>5)</sup>

「近年在々一季等之奉公人並他国より入込候当座手間取共給金高直=相成、相統躰相応之百姓共も下人可召抱様無之自耕作及兼、手余又ハ安立附等=仕候而、作徳無之、年増不如意=相成、御上下之御不益恐入申候儀=御座候間、一統評議仕候処、働丈夫之者ハ一季抱=而三兩前後、前金ハ最初三ヶ二以上之手取無之候得ハ可召抱様無之由、且南部御領等より当座手間取參候者ハ、二三月之頃より七月十日迄=限り、上人二兩又ハ九切宛、以下ハ一兩一歩迄之給金=而、外指置可申様無之、望人無御座上ハ不及是非高金相成召抱、七月より十二月迄も右之割合=相聞得、大高持之百姓ハ家内人数=而斗ハ耕作及兼、手余り候も相至候間、可然之給金=而も召抱ならずは持高通当荒無仕付仕候外無之、無抛茂一人二人と申様高金相成召抱候事=御座候故、米穀下直之年柄=候得ハ、作徳ハ一宇給金=斗引禿け候様罷成候間、自不如意=も罷成、自然耕作に不懸、手寄人数を以手=合候程之耕作仕、余リハ持高之内安立付を以子之者へ相任候躰=相聞得、時所=寄御年貢通會々

1. 工藤恭吉、市川孝正共論「近世相生近郊農村の構造と織物業」経済史学 8.9輯  
2. 東山北方大肝煎白石文書「宝永八年定留」

3. 前掲、「享保二年定留」  
4. 前掲、「宝暦十年定留」  
5. 前掲、「文化十年定留」

立付、又ハ立付悪候所も相聞得、右様之分ハ御年貢足金仕、御買米或ハ新役高懸り償ハ丸々余事之指紙ヲ以上納仕候処ニ而、大高之百姓共程大ニ相痛、連年ニハ大家之百姓ハ無之被成候事ニ可相至、此通ニ而ハ不相濟儀、奉公人ハ彌々高金ヲ望候様可能成、百姓手寄ハ耕作之進み無之、田畑之手余り年毎増長、御上下御不益不輕義恐入歎敷儀ニ御座候間、仍而此儘可指置様無之儀吟味仕候而、御領内之内志田玉造遠田栗原一二三迫登米佐沼加美郡深谷通黒川ハ別而人少ニ御座候間、是非ニ作り人召抱耕作不仕候得者、全難成場所ニ御座候間、奉公人共給金引召抱仕度種々評議も仕候得共、俄ニ給金引下可申術も相出申間敷候間、先以是迄之奉公人当座手間取召抱へ手段ニ相改、南部御領等より数万人は二三月より七月十日前頃迄ハ入用之事ニ相聞得候間、召抱候砌ハ面々途中杯へ出迎、勝手次第我先キニ相争召抱候故、其間ニハ給金も手前より引撈、仍押引之吟味も無く召抱候義租相聞得候間、御郡切而三人宛も奉公人口入宿を申者被相立置、右之者共より一季半季当座手間取迄受合始末為仕召抱候之掟ニ相成候得ハ、奉公人並当座手間取取メリ甚宜敷、尤給金之不同茂無之、其御郡切ハ大株直段取極一様ニも吟味為仕、直段高下之間ハ大肝入手前ニ而為相定候様ニも可為仕候(下略)

と言ひ、仙台藩下の下人の不足、それによる地主手作の粗放化、それに対する他領民の高賃銀の奉公人利用、その不採算に対する経営の縮小、小作の増大を指摘し、奉公人統制の重要性を論じて、農村構造の変質による地主手作経営の危機を伝えている。<sup>1)</sup> 事実この頃の農村の日記に同じようなことを指摘した日記が多い。上麻生村「千葉伊惣兵衛日記」の寛政6年の条に、<sup>2)</sup>

「十二月廿七日一切ニ米三斗八九升、代物場四貫四百文、万事尚無御座候、至而不慶儀ニ御座候、一季直段殊之外高直ニ而、十切取分けくらい御座候、扱々迷惑致候、如何様ニも間ニ合不申候得共、指置不申候得ハ御年貢御郡役可仕様無之候間、無是非指置申候」

と有り、米価が安く1年の給料で4石<sup>2</sup>、3斗の米が買えたから、奉公人として労賃だけで生計が可能となつて来た。然もそれが日雇的に1年に何日か働く事に依つて獲得出来るとすれば、零細な経営を行いながら、その不足を奉公賃銀でカバー出来た、日雇の年季奉公の可能は零細経営に片足入れた兼業的奉公を可能にし、自家経営と雇用労働収入の二面的経営の農民化を成立せしめることとなつた。それだけに地主手作経営が困難になつて来た。向山雅重氏が信州伊那地方の「百姓奉公人の労働」を論じた後、福沢家の「年中行事記」を引例して<sup>3)</sup>

近年ハ奉公人多抱候は甚損分に付、成丈人ヲ減、渡しにて何事も為致候方利得ニ付」といひ「万端大ゆるみニ相成、仕事ハ昔仕来候とは格別ニ減し、給金ハ増、旁以当時之振合ニ成候てハ、人つかひ候事難成、口一人も減し、人少ニ致より外手段無之」といつてゐるところから見ると、奉公人も多く抱て、広く手作りをするよりも、薪取り、臼挽などは渡しにし、持地は小作に出して、手作りの規模を小さくするといふ傾向をとつていくことがよくわかる。その原因は仕事は格別に減らし、給金を増し、食事などの扱ひをよくしなければならぬから、奉公人を抱えてゐることは不利益だといふのである」

此のような現象は単に信州地方だけの問題ではなく、会津藩では文政3年に、加賀、福岡、南部、仙台、秋田、米沢藩等に於ても種々の奉公人の給料統制を行つており、天明凶作以後の一般的傾向であつた。<sup>4)</sup> 「越中新川郡奉公人名前帳」<sup>5)</sup>にも

1. 永原慶二、長倉保両氏共論「後進ニ自給的農業地帯における村方地主制の展開」史学雑誌、64編の1. 2. 号参照  
2. 胆沢郡白山村千葉作七郎文書「東磐井郡藤沢町及川肝入日記」安政6年12月の条に「一季奉公人不足1年柄也、上手十七切ヨリ六十切位」及川孝平文書  
3. 向山雅重氏論文「男女仕事」信濃、第3巻、第9号、25頁

4. 加賀藩史料、第11編、374~6頁、庄司吉之助氏論文「徳川時代の東北農業経営規模並びに定雇」26~27頁 伊東尾四郎氏論文「福岡藩の奉公人関係法令」経済史研究、第12巻、第5号、山形県史、巻3、890頁、武藤鉄城氏所蔵本「秋田北家親郷御用留」岩手郡鷹村高橋金兵衛文書「宝暦7年より追々被及御吟味候御条之内今度被仰渡書」  
5. アチツク、ミューゼウム彙報、第29、社会経済史雑纂、第1輯

「御郡村に百姓中近年作人不足仕、下入召抱候処、給銀等之義彼は申立候跡=而、高給を貪、百姓中迷惑仕候、右者近年百姓中二三男之内柔弱之者開作をきらひ、御城下ヲ始近在町立ヶ所江奉公=罷出候所、情弱者追々見習、町家奉公望候者多、次第=町家奉公相進申方御座候、其上打続米価下直=付、自分と稼方仕候得は、都而奉公仕候より渡せも仕易御座候=付、自然と作人私底=相成候(下略)」

と云い、都市の発達、商品経済の進展に伴つて農民の町方奉公人化、小商人化が、農村奉公人減の原因と見ている、信達地方でも同様にしていることは前述した所であるが、下野国芳賀郡地方の「手間日雇奉公人私底」の原因を産児制限のためと見ている所もあつた。これは東北地方に就いても言えることである。

最後に注意すべきことは、農村金融の発達である。農村に於ける商品生産の発達は、必然的に流通手段の需要の増大をうながし、それを調達するために無尽・頼母子講が盛に行われた。これはもと共同体的農村の相互扶助的講として行われたものであるが、近世末期になるに従つて、商品生産に対応する金融手段として利用され、単に同一農村内部だけでなしに、数村に跨つてかなり巨額の金融が行われ、これに依つて生産資金を調達したばかりでなく、質物受出の可能性も多くなり、奉公人の居消化、年季奉公化も可能となつた。反面に於て、その掛金に究して奉公人化する者も増加したが、その取金は籤取・擷取・譲受等に依つて取得したから、奉公解約の可能性も多くなり、長期奉公の減少、年季奉公・日雇奉公の可能性を多くした。と同時に取金に対する不動産担保、無尽担保金融の発達によつて、財産の金融化の機会が多くなり、その返済に窮して土地から遊離し、或は小作化し、或は營業的金融業者に支配されることとなつた。伊達郡月館村の陳情書に<sup>1)</sup>

「前々より頼母子無尽と申者御座候処、近年別而繁昌仕村々に多数有之候、是は身上不廻に相成、衰ひ候もの相求申候、金一分かけ、或は三分、一兩余のかけも有之候、求候会主宅にて年三会或は四会宛相過し申候、一村に十金主あれば三四十会相過し申候、又他村之人も相頼み候得ば、此分よりも他村出會仕、掛金子儀は御年貢よりも厳敷しく、百姓縁者懇志多きものは一ケ年に金二三十兩に至り申候、以上のものは四五十兩もかけ送り、如何成る小百姓も二三兩或は五七兩づつ利付の金子を借用、或は田地を質地にしづめ懸送申事に御座候、無尽相当の節、過分の利足を添返金致候に、却て不足に相成、又々後会よりの懸送迷惑に及候もの十人に七八は有之可申候、邂逅借難無之ものは、闇当り候節は唯賈い候様に相心得、過分之家作或は衣類を調、無益に遣ひ候故、自然と身上の衰ひと相成可申候、無尽会合に付大勢寄集り餘食費、殊に在辺にては晴の遊びも有之哉の様に承り申候、借潰れと相成るもの、無尽に過ぎたるは不可有之と奉存候、只今急に御停止被仰付候はば、不取もの為にあしき様なれども、半分取たるもの相立、平等に可相成申か、譬ば一人にて十口之加入仕候もの五口当り、五口不当と申様なるものにて左のみ落ころびも有之間敷候、済み切る期を相待候内猶々困窮に及び可申か、殊に追々相求候故、仲々止むこと不可有之、如何有る年も一村に二会主三会主新奇に相求申事に御座候、其外取抜け無尽・六会坏と申、色々の無尽有之、博奕に似寄たるもの処々に有之候」

といい、その弊害の甚しいことを指摘している。これがために幕府も、各藩もしきりに無尽・頼母子金融を禁止したが、殆ど実効なく、農村の重要な金融機関となつた。殊に救済的目的で初められる無尽が次第に生産的目的・純粹に商業金融として利用されるようになり、零細経営の商業化の可能性が高くなり、奉公人の年季奉公化・日雇化を可能にすると共に、流通経済の発展の一因ともなつた。即ち農村に於ける無尽金融の発達は、農村財産の金融化・隷屬農民の解放に重要な一因となつた<sup>2)</sup>。従つて近世末期に於ける人口制限・大飢饉に依る絶対人口の減少、商品経済の発達による貨幣経済の発達、農村金融の発達による財産・労働力の担保能力の進展等に依つて、農村構造に變質を与え、これが機会となつて、農村奉公人も、隷屬的譜代奉公人から、質奉公人、更に居消費奉

1. 前掲、「農山村社会経済史」65頁  
2. 農村金融の発達に就いては、後に公表する予定である。

公、年季奉公・日雇奉公へと解放され、零細農民の商業奉公人化・職人化・小商人化を助長することとなった。

このような農村奉公人の欠乏、賃銀の高騰、その自由な移動によつて、最も深刻な影響を受けたのは地主手作であつた。名子・水呑・添人等の譜代的下人使用による古型地主も、これ等譜代奉公人の新百姓化により、隷屬的・譜代的労働力の調達が不自由となつた。又質物・居消・年季奉公を使用していた新型地主も、その不足、賃金の高騰、日雇化によつて能率の減少を生じ、採算に困難を生じた。従つてこれ等地主手作はその粗放化を防ぐために新農具を入れ、商品作物を經營して近代化するか、經營の1部を小作地化して寄生地主化するか、經營の転回を計らざるを得なかつた。西磐井郡蝦夷島村の大地主小野寺家では、既に1788年(天明8年)に「千ばごき」の修繕を行つており<sup>1)</sup>、この地方としては最も早く新農具の導入が行われている。南部藩では既に寛政の頃箕唐・せんごぎ・馬耕機・三本鉞・土摺臼等が入っている等、新農具、金肥の利用が次第に盛となつている<sup>2)</sup>。半面に於て自作地の小作化も進行し、寄生地主の成立が目立つて来るのは化政以後からである。しかし地主が先に商品作物經營に代るか、寄生地主化するかは商品經濟の發展速度によつて必ずしも一様ではない<sup>3)</sup>。上瓦林村の場合と東磐井郡下との変質の差は、商品經濟の發展の速度と土地生産力との差によるものではなかつたか、此の点なお後論を要する。

## む す び

これを要するに、年季奉公人は近世末期の農村奉公人の一般的形態である。然し、それは質物奉公人、居消費奉公の進展したものであるために、年季奉公化したのちに於ても多分に隷屬的・拘束的制約を残していた。然し商品生産の進展した所ほど、年季奉公の純化が進み、契約期間は短くなり、賃銀は現金給与に1本化し、且つ高くなり、その収入は田3~4反の収入に匹敵するようになった。ことに後期に於ける本百姓基準の低下は、零細な隷屬民の本百姓化となり、零細な本百姓を増加した。それは自由な活動を可能にすると共に、多角的な經濟活動を必要とした。従つて經濟情勢に対応して、手工業的職人を兼ねたり、商業作物の經營、小商人を兼ねたり、或は小作を兼營し、零細經營の不足をカバーする傾向を生じた。殊に水田少く、土地生産力低く、且つ經營規模の零細化によつて自給自足の困難な地帯に於ては一層これ等の兼業經營を増大し、農村奉公人減少の一因となつた。たとえ農村奉公人に出るとしても、自己の土地經營から完全に遊離した專業的長期奉公ではなく、零細とはいえ、自己の土地を經營しつつ、職人なり、奉公人なり、小商人或は小作經營を兼ね、その収入によつて生計を補足する兼業農家が多くなつた。従つて農村奉公人となる場合でも隷屬性・拘束性のない純粹な短期奉公契約が多くなつた。然しそれにも拘らず近世に於ては遂に純粹な自由な奉公形態である短期後払制奉公は一般化するに至らなかつた。多くは前払と後払を混合したものに止まつた。然し質物奉公・居消費奉公に比すれば遙に解放された奉公人となつた。即ち近世後期に於ける土地所有構造が変り、本百姓の階層關係が、少数の大地主と多数の零細農が主体となり、中間層が減少傾向にあつた。これが商品經濟の進展に即応して、關西地方の如く商品經濟の早く發展した所では大地主がこれに対応して大規模に商品作物の經營を行つて、資本蓄積を行い、それに依つて土地集積を行い、その土地拡大が、商品作物經營の適正規模を越え、その過剰分を小作地化し、寄生地主化した。商品經濟の遅れた地帯では、隷屬農民の本百姓化によつて、譜代的労働力の使用が困難になり、然も年季奉公人の使用も困難となり、手作地を小作地化す

1. 西磐井郡油島村小野寺二郎文書「天明四年当年中  
小遣並御年貢方諸方相濟候留帳」  
2. 横川良介著「飢饉考」、拙著「近世奥羽農業經營

組織論」

3. 拙論、「近世小作經營の發生型態論」歴史、第5  
輯

